4.5 流水の正常な機能の維持の観点からの検討

4.5.1 流水の正常な機能の維持の目標

流水の正常な機能を維持するための流量については、既得水利の確保ならびに動植物の生息地または生育地の状況、流水の清潔の保持等を考慮して、岩崎橋地点において概ね 2.8m³/s、を確保することを目標としている。

表 4.5-1 流水の正常な機能を維持するための目標 地点名 期別 流量

地点名	期別	流量
岩崎橋	通年	概ね 2.80m³/s



図 4.5-1 流水の正常な機能を維持するための目標とする地点

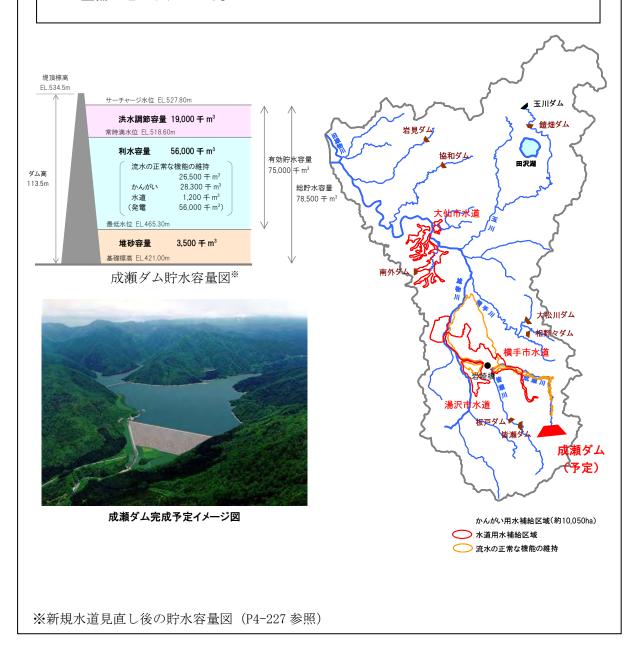
4.5.2 複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案(成瀬ダム案)

複数の流水の正常な機能の維持対策案(成瀬ダム案)は、流水の正常な機能の維持のために必要な容量を確保することを基本として検討を行った。

現計画 (成瀬ダム)

【流水の正常な機能の維持対策案の概要】

- ・成瀬ダムの建設を行う。
- ・成瀬ダムではダム建設地予定の用地取得と家屋移転、付替道路の整備、転流工の 整備が進められている。



4.5.3 複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案(成瀬ダムを含まない案)

4.5.3.1 流水の正常な機能の維持対策案の基本的な考え方

検証要領細目で示されている方策を参考にして、できる限り幅広い流水の正常な機能の維 持対策案を立案することとした。

(1) 流水の正常な維持対策案検討の基本的な考え方

- ・ 対策案は、流水の正常な機能を維持するため必要となる利水容量を確保することを基本として立案する。
- ・ 立案にあたっては、検証要領細目に示されている各方策の適用性を踏まえて、組み合 わせを検討する。

雄物川流域における各方策の検討の考え方について P.4-316~P.4-332 に示す。

1) 利水専用ダム

利水者が許可工作物として自らダムを建設し、水源とする。

(検討の考え方)

流水の正常な機能の維持にかかる利水専用ダムは、成瀬ダムサイトに建設することを 想定する。

利水専用ダムを建設した場合、現行のダム計画におけるダム高 (H) と貯水容量 (V) との関係曲線を踏まえて試算すると、ダム規模は86.5m となる。

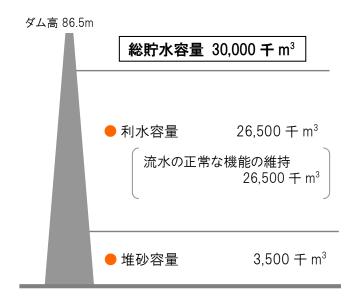


図 4.5-2 利水専用ダムのイメージ

2) 河口堰

2) -1 河口部堰

河川の最下流部に堰を設置することにより、淡水を貯留し、水源とする。

(検討の考え方)

雄物川河口部に新たに堰を建設し、河道内に貯水容量を確保するとともに、補給対象

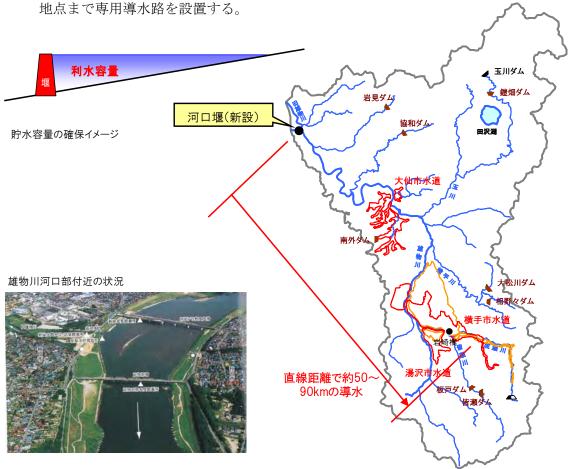


図 4.5-3 河口堰の位置と取水地点の位置関係

かんがい用水補給区域(約10,050ha)

○ 水道用水補給区域

2) -2 <u>中流部堰</u>

河川の中流部に堰を設置することにより、流水を貯留し、水源とする。

(検討の考え方)

雄物川に既に設置されている複数の取水堰について、堰高を上げるなどの全面改築を行うことにより貯水容量を確保し、補給対象地点まで専用導水路を設置する。また、取水箇所付近に新たに取水堰を設けて貯水容量を確保し、補給対象地点まで専用導水路を設置する。



図 4.5-4 中流部における代表的な既設取水堰

3) 湖沼開発

湖沼の流出部に堰等を設け、湖沼水位の計画的な調節を行って貯水池としての役割を持たせ、水源とする。

(検討の考え方)

田沢湖の流出部に堰等を設け、湖沼水位の計画的な調節を行い貯水地として計画し、 補給対象地点まで専用導水路を設置する。

但し、田沢湖については、平成 14 年から玉川ダムとの連携運用がなされており、利水に必要となる流量の相互融通、流量調整が図られている。

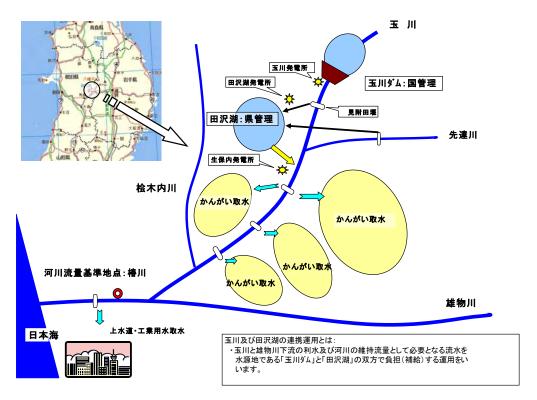


図 4.5-5 玉川ダム・田沢湖連携運用位置図及び概念図

4) 流況調整河川

流況の異なる複数の河川を連絡することで、時期に応じて、水量に余裕のある河川から不足している河川に水を移動させることにより、水の有効活用を図り、水源とする。

(検討の考え方)

奥羽山脈を挟んで隣の流域である北上川水系和賀川 (湯田ダム)、胆沢川 (胆沢ダム) の流況が豊富な際に、新設導水路によって成瀬川へ導水する。

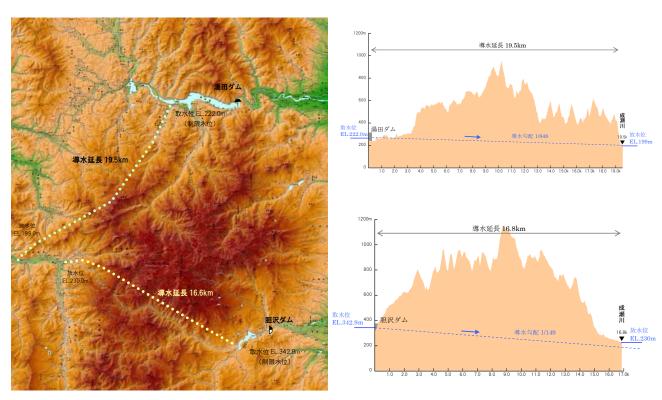


図 4.5-6 湯田ダム・胆沢ダムからの導水イメージ

5) 河道外貯留施設(貯水池)

河道外に貯水池を設け、河川の流水を導水し、貯留することで水源とする。

(検討の考え方)

治水対策案で別途検討される遊水地を貯水池として活用して流水を貯留し、補給対象 地点まで専用導水路を設置する。

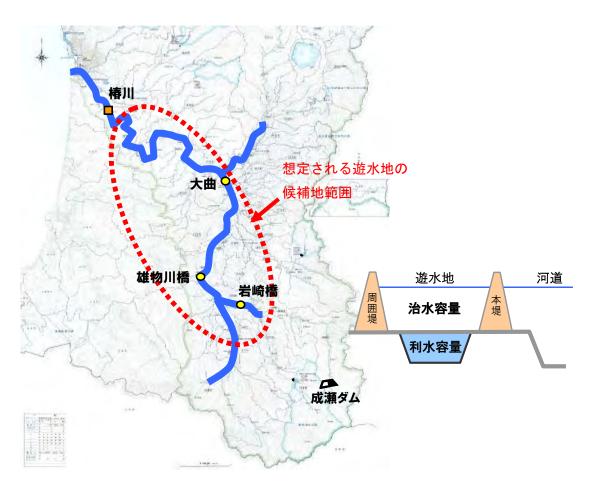


図 4.5-7 遊水地位置と横断イメージ図

6) ダム再開発(かさ上げ・掘削)

既存ダムのかさ上げあるいは掘削することで利水容量を確保し、水源とする。

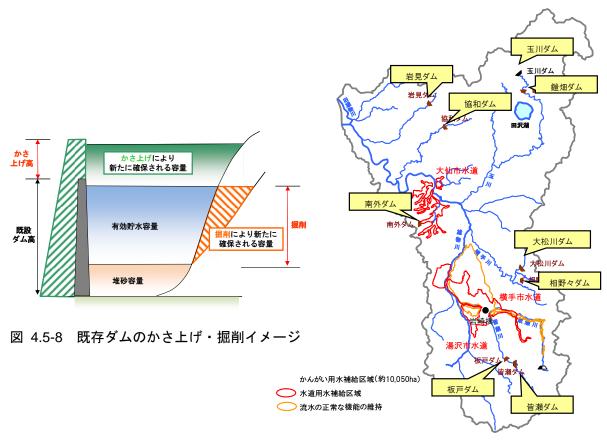
(検討の考え方)

既存のダムをかさ上げ、あるいは掘削することで貯水容量を新たに確保し、補給対象 地点まで専用導水路を設置する。

既設ダムの諸元

	選定施設	皆瀬ダム	板戸ダム	大松川ダム	相野々ダム	南外ダム	鎧畑ダム	玉川ダム	協和ダム	岩見ダム
施設管理者		秋田県	秋田県	秋田県	土地改良区	秋田県	秋田県	国	秋田県	秋田県
	設置河川名	皆瀬川	皆瀬川	横手川	横手川	楢岡川	玉川	玉川	淀川	岩見川
	集水面積(km²)	172	10	38.2	1.8	10	33.3	287	24.4	73.1
	形式	ロックフィルタ・ム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	7-29°4	7-スタ*ム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム
	目的	F/N/A/P	N/P	F/N/A/W/P	A	F/A	F/P	F/N/A/ W/I/P	F/N/W	F/N/P
容	治水 (千m³)	16,200	_	6,300	_	480	32,000	107,000	5,500	12,500
量	利水 (千m³)	10,100	1,600	4,700	3,556	1,124	11,000	122,000	1,550	4,400

※ F:洪水調節 N:流水の正常な機能の維持 A:かんがい W:水道 I:工業用水道 P:発電



7) 他用途ダム容量の買い上げ

既存ダムの他用途容量を買い上げて利水容量とすることで、水源とする。

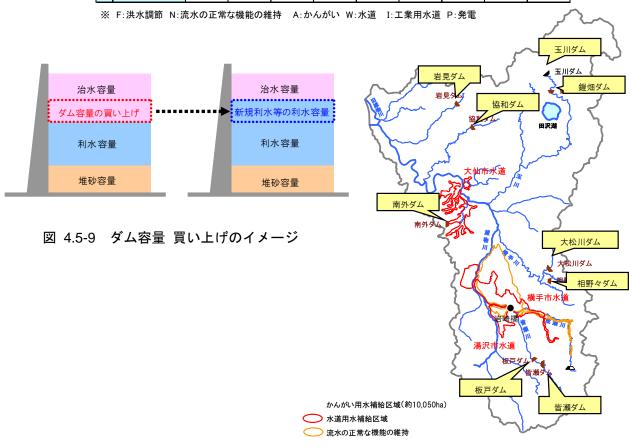
(検討の考え方)

既存ダムの治水容量等を買い上げて、流水の正常な機能の維持に必要な容量へ振替を 行い、補給対象地点まで専用導水路を設置する。

なお、治水容量を買い上げる場合は、治水機能の代替として下流河川の河道改修等を 考慮する。

既設ダムの諸元

	選定施設	皆瀬ダム	板戸ダム	大松川ダム	相野々ダム	南外ダム	鎧畑ダム	玉川ダム	協和ダム	岩見ダム
	施設管理者	秋田県	秋田県	秋田県	土地改良区	秋田県	秋田県	国	秋田県	秋田県
	設置河川名	皆瀬川	皆瀬川	横手川	横手川	楢岡川	玉川	玉川	淀川	岩見川
	集水面積(km²)	172	10	38.2	1.8	10	33.3	287	24.4	73.1
	形式	ロックフィルタ・ム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	7-29°4	アースタ・ム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム
	目的	F/N/A/P	N/P	F/N/A/W/P	A	F/A	F/P	F/N/A/ W/I/P	F/N/W	F/N/P
容	治水 (千m³)	16,200	-	6,300	_	480	32,000	107,000	5,500	12,500
量	利水 (千m³)	10,100	1,600	4,700	3,556	1,124	11,000	122,000	1,550	4,400



8) 水系間導水

水量に余裕のある水系から導水することで水源とする。

(検討の考え方)

奥羽山脈を挟んで隣の流域である北上川水系和賀川 (湯田ダム)、胆沢川 (胆沢ダム) の流況が豊富な際に、新設導水路によって成瀬川へ導水する。

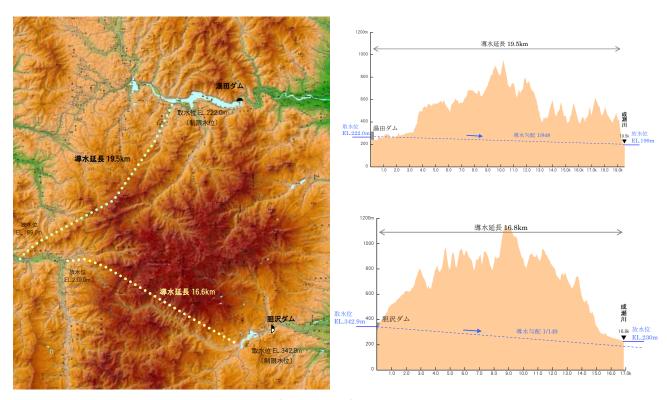


図 4.5-10 湯田ダム・胆沢ダムからの導水イメージ

9) 地下水取水

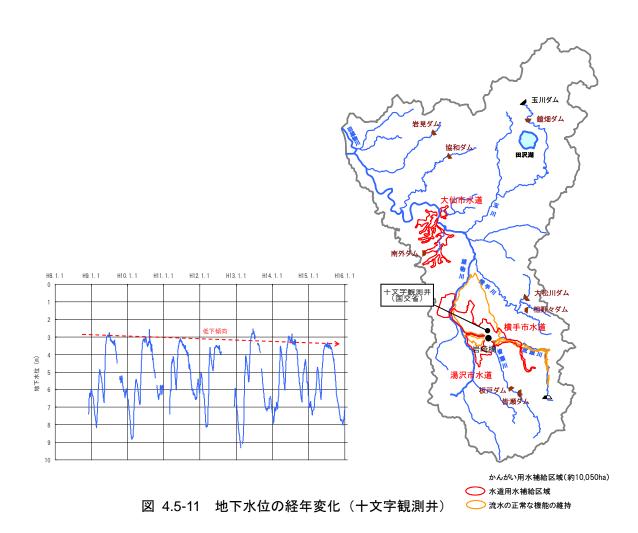
伏流水や河川水に影響を与えないよう配慮しつつ、井戸の新設等により、水源とする。

(検討の考え方)

流域内の必要箇所に井戸を設置し、水源として活用する。

流水の正常な機能の維持が必要な地区では、地下水位の変動が大きい箇所もあり、安 定的な取水が出来ない可能性がある。

流水の正常な機能の維持が必要な地区近傍に位置する十文字観測井での地下水位は 年々低下している傾向にあり、地下水障害(地盤沈下、水質悪化)の発生が懸念される が、検証においては必要量分の地下水取水が可能であると想定する。



4-325

10) 河道外貯留施設

10) -1 調整池

河道外に調整池を設け、河川の流水を導水し、貯留することで水源とする。

(検討の考え方)

皆瀬川、成瀬川沿いに調整池を建設し、貯水容量を新たに確保する。

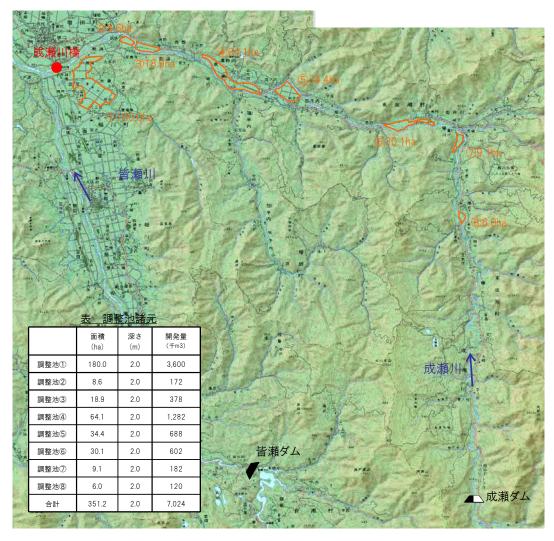


図 4.5-12 調整池検討候補箇所図

10) -2 ため池かさ上げ

主に雨水や地区内流水を貯留するため池を設置することで水源とする。

(検討の考え方)

既存のため池の容量の買い上げ、あるいはかさ上げにより、貯水容量を新たに確保する。

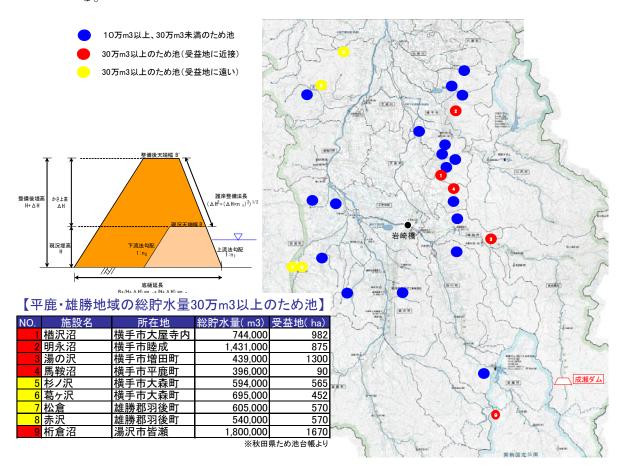


図 4.5-13 ため池のかさ上げイメージ

11) 海水淡水化

海水を淡水化する施設を設置し、水源とする。

(検討の考え方)

雄物川河口付近に海水淡水化施設を整備し、淡水化された水を補給対象地点まで送水 する。

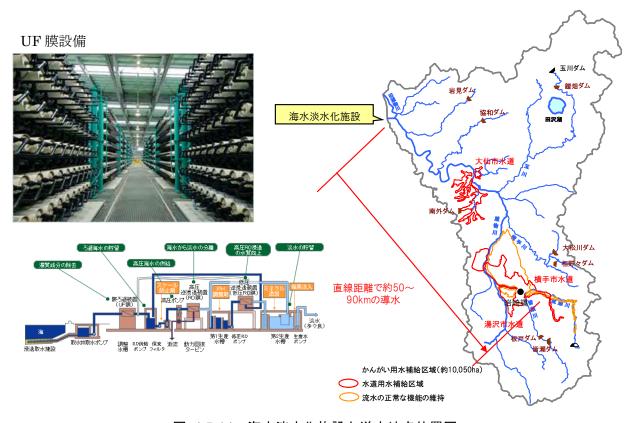


図 4.5-14 海水淡水化施設と送水地点位置図

12) 水源林の保全

主にその土壌の働きにより、雨水を地中に浸透させ、ゆっくりと流出させるという水源林の持つ機能を保全し、河川流況の安定化を期待する。

(検討の考え方)

雄物川流域の森林の分布状況等を踏まえ、対策案への適用の可能性について検討する。

森林の機能類型区分

水土保全林 (国土保全タイプ・水源かん養タイプ)	森林と人との共生林 (自然維持タイプ・森林空間利用タイプ)	資源の循環利用林
●目標とする森林の姿 土砂流出・崩壊の防備、水源のかん養等安全 で快適な国民生活を確保することを重視する森 林 ●森林の取扱い 樹根や表土の保全、下層植生の発達が期待さ れる育成複層林施業、長伐期施業等を推進	◆目標とする森林の姿原生的な森林生態系等貴重な自然環境の保全や、国民と自然のふれあいの場としての利用を重視する森林 ◆森林の取扱い野生動植物の生息・生育する森林の保護・整備、森林浴や自然観察等保健・文化・教育的な活動の場の整備、自然景観の維持等を推進	●目標とする森林の姿 環境に対する負荷が少なく、再生産が可能な素 材である木材の効率的な生産を行うことを重視 する森林 ●森林の取扱い 森林の健全性を確保しつつ、多様化する木材需 要に応じた材木を育成するために適切な更新、 保育および間伐を推進

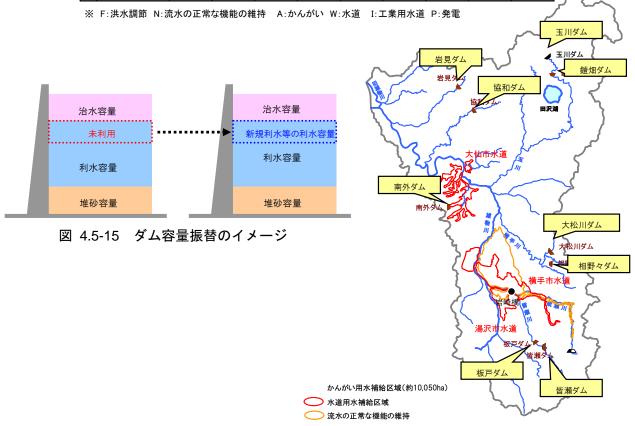
【出典】東北森林管理局 岩手南部森林管理所 IP

13) ダム使用権等の振替

需要が発生しておらず、水利権が付与されていないダム使用権等を必要な者に振り 替える。

(検討の考え方)

	選定施設	皆瀬ダム	板戸ダム	大松川ダム	相野々ダム	南外ダム	鎧畑ダム	玉川ダム	協和ダム	岩見ダム
	施設管理者	秋田県	秋田県	秋田県	土地改良区	秋田県	秋田県	国	秋田県	秋田県
	設置河川名	皆瀬川	皆瀬川	横手川	横手川	楢岡川	玉川	玉川	淀川	岩見川
	集水面積(km²)	172	10	38.2	1.8	10	33.3	287	24.4	73.1
	形式	ロックフィルダ・ム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	7-スタ*ム	ア ースタ*ム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム
	目的	F/N/A/P	N/P	F/N/A/W/P	A	F/A	F/P	F/N/A/ W/I/P	F/N/W	F/N/P
容	治水 (千m³)	16,200	-	6,300	-	480	32,000	107,000	5,500	12,500
量	利水 (千m³)	10,100	1,600	4,700	3,556	1,124	11,000	122,000	1,550	4,400



14) 既得水利権の合理化・転用

用水路の漏水対策、取水施設の改良等により、用水の使用量の削減、農地面積の減少、産業構造の変革等に伴う需要減分をあわせて他の必要とする用途に転用する。

(検討の考え方)

雄物川流域のかんがい用水について用水路整備、取水施設改良等を行い用水の合理化を図り、その需要減分を新たな水源として活用する。

15) 渇水調整の強化

渇水情報連絡会の機能を強化し、渇水時に被害を最小とするような取水制限を行う。

(検討の考え方)

渇水調整協議会の機能を強化し、渇水時の被害を最小となるような取水制限を行うよう種々の措置、指導、要請を行う。

【雄物川の事例】

平成19年8月17日 維物川水系渇水情報連絡会 事務局 東北地方整備局 湯沢河川国道事務所 秋田河川国道事務所

雄物川水系渇水情報連絡会の開催について

雄物川水系では、このところの好天の影響により河川の流量が減少を続けています。また、一部のダムでは貯水率の低下傾向を早めており、玉川ダムでは5割台、皆瀬ダムでは3割以下となっています。

今後の気象状況によっては、河川の環境悪化や流域の利水者への影響も懸念されること から、下記のとおり渇水情報連絡会を開催し、関係機関相互の情報交換を行い、河川の流 況の監視を強めるとともに、合理的な水利用を図っていきます。

記

1. 日 時 平成19年8月20日(月)14:00~

2. 場 所 大曲地城職業訓練センター 2F講義会議室 大仙市大曲田町3番1号

電話 0187-62-1726

3. 内 容 ①気象概況及び予報について

②雄物川水系の河川の流況について ③ダムの貯水状況と今後の対応について

④利水状況と今後の対応について



図 4.5-16 雄物川水系渇水情報連絡会の開催状況

16) 節水対策

節水コマなど節水機器の普及、節水運動の推進、工場における回収率の向上等により、水需要の抑制を図る。

(検討の考え方)

節水機器の普及、節水運動の推進などにより水需要の抑制を図る。

17) 雨水・中水利用

雨水利用の推進、中水利用施設の整備、下水処理水利用の推進により、河川水・地下水を水源とする水需要の抑制を図る。

(検討の考え方)

雨水・中水利用を促進することにより、河川からの水需要を抑制し、その需要減分を 新たな水源として活用する。

【他の事例】※日本の水資源より(個別循環方式の例)

- ・事務所ビルなどの1つの建物の中で、その建物内で発生する排水を自家処理して雑用水として循環利用するもの。
- ・建物内で発生する雑排水、厨房排水、浴場排水等を、生物処理や膜処理などの 方法によって再生処理し、トイレ洗浄水等に利用する。

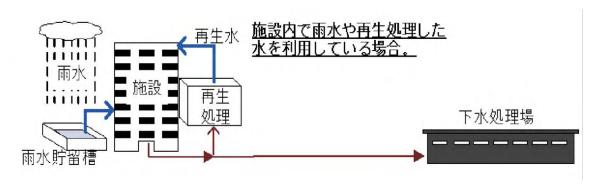


図 4.5-17 個別循環方式の例

(2) 流水の正常な機能の維持対策案の適用性

17 方策の雄物川流域への適用性から、3) 湖沼開発、4) 流況調整河川、8) 水系間導水、11) 海水淡水化、14) 既得水利の合理化・転用、17) 雨水・中水利用の 6 方策を除く 11 方策について検討を行うこととした。

なお、このうち 12) 水源林の保全、15) 渇水調整の強化、16) 節水対策は全ての流水の正常な機能の維持対策に共通するものであるため、これらを除く 8 方策を組合せの対象とした。

表 4.5-2 17 方策の雄物川流域への適用性

	方策	概要等	雄物川への適用性等				
	1)ダム	河川を横過して専ら流水を貯留する目的で築造される構造物である。多目 的ダムの場合、河川管理者が建設するダムに権原を持つことにより、水源と する。また、利水単独ダムの場合、利水者が許可工作物として自らダムを建 設し、水源とする。	河川整備計画相当案で想定している成瀬ダム建設事業を含む利水対策 案、利水専用ダムについて検討を行う。				
検証	2)河口堰	河川の最下流部に堰を設置することにより、淡水を貯留し、水源とする。	雄物川中流部の既設取水堰の改築ならびに堰の新設について検討を行う。				
対象	3)湖沼開発	湖沼の流出部に堰等を設け、湖沼水位の計画的な調節を行って貯水池としての役割を持たせ、水源とする。	雄物川流域には田沢湖が存在するものの、既に関係者間での水融通がなされており、現在以上の水開発は困難であることから該当外とする。				
	4)流況調整河川	流況の異なる複数の河川を連絡することで、時期に応じて、水量に余裕のある河川から不足している河川に水を移動させることにより、水の有効活用を 図り、水源とする。					
(供	5)河道外貯留施設 (貯水池)	河道外に貯水池を設け、河川の流水を導水し、貯留することで水源とする。	治水で検討されている遊水地候補地を対象として、貯水池の新設について 検討を行う。				
河川区域内	6)ダム再開発 (かさ上げ・掘削)	既存のダムをかさ上げあるいは掘削することで利水容量を確保し、水源とする。	流域内の既設ダムのかさ上げ、貯水池掘削について検討を行う。				
シ応	7)他用途ダム容量 の買い上げ	既存のダムの発電容量や治水容量を買い上げて利水容量とすることで、水 源とする	流域内の既設ダムの治水容量を買い上げて利水容量に活用する案について検討を行う。				
供	8)水系間導水	水量に余裕のある水系から導水することで水源とする。	雄物川流域近傍には流況調整できるほど流況の豊富な河川はない。				
供給面での	9)地下水取水	伏流水や河川水に影響を与えないよう配慮しつつ、井戸の新設等により、水 源とする。	k 雄物川流域における地下水取水について検討を行う。				
対応(河	10)ため池 (取水後の貯留施 設を含む)	主に雨水や地区内流水を貯留するため池を設置することで水源とする。	雄物川沿いの農地等での調整池新設ならびに既設ため池のかさ上げについて検討を行う。				
川区域外)	11)海水淡水化	海水淡水化施設を設置し、水源とする。	雄物川の河口から補給対象地区までの距離が長く、実現性が厳しい。				
	12)水源林の保全	主にその土壌の働きにより、雨水を地中に浸透させ、ゆっくりと流出させるという水源林の持つ機能を保全し、河川流況の安定化を期待する。	雄物川流域の現状の森林機能持続に向けた努力を継続する。				
	13)ダム使用権等 の振替	需要が発生しておらず、水利権が付与されていないダム使用権等を必要な者に振り替える。	流域内の既設ダムの使用権等の振り替えについて検討を行う。				
需要面・世	14)既得水利の合 理化·転用	用水路の淵水対策、取水施設の改良等による用水の使用量の削減、農地 面積の減少、産業構造の変革等に伴う需要減分を、他の必要とする用途に 転用する。	既に水利用計画の再編を行っており、改めての評価が困難であることから対象外とする				
が必要なの	15)渇水調整の強 化	渇水調整協議会の機能を強化し、渇水時に被害を最小限とする取水制限 を行う。	湯水情報連絡会の機能を強化し、湯水時の被害を最小となるよう取水制限を行う措置であり、従来より湯水時に行われた手法であり、今後も継続して実施する。				
もの総合的な	16)節水対策	節水コマなどの節水機器の普及、節水運動の推進、工場における回収率の 向上などにより、水需要の抑制を図る。	節水機器の普及、節水運動の推進などにより水需要の抑制を図るものであり、効果量にかかわらず行うべき対策である。				
	17)雨水·中水利用	雨水利用の推進、中水利用施設の整備、下水処理水利用の推進により、 河川水・地下水を水源とする水需要の抑制を図る。	利用施設の整備の推進は、利用できる施設を有する各施設管理者の判断 によって取り組まれるものであり、雄物川での予めの効果評価は困難である。				
	3 組合せの対象	をとする方策					

組合せの対象とする方策 効果量に関わらず全てに共通の方策

[|] 今回の検討において組合せの対象としない方策

4.5.3.2 複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案

(1) 対策案の組み合わせの考え方

対策案の検討において、検証要領細目に示された方策のうち、雄物川流域に適用可能な 8 方策を組み合わせて、できる限り幅広い対策案を立案した。

対策案は、単独方策で効果を発揮できる案及び複数方策の組み合わせによって効果を発揮できる案について検討した。

なお、「水源林の保全」、「渇水調整の強化」、「節水対策」については、効果を定量的に 見込むことはできないが、効果にかかわらず行うべきと考えられるため、全ての対策案に 共通するものとしている。

対策案の組み合わせフローを以下に示す。

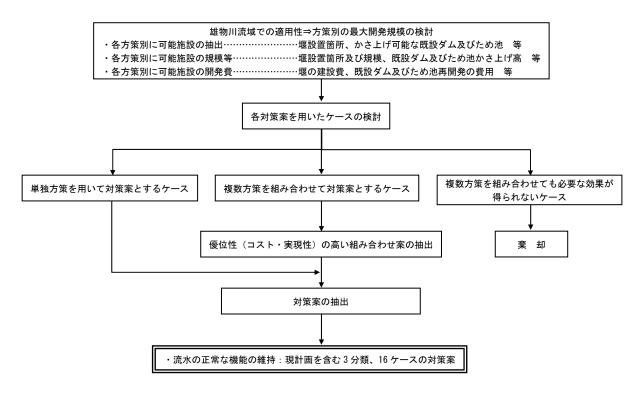


図 4.5-18 対策案の組み合わせフロー

(2) 流水の正常な機能の維持対策案の立案

流水の正常な機能の維持対策案について、雄物川流域に適用する方策として、現計画を含む以下の11方策を抽出した。抽出した方策は表4.5-4に示す組み合わせにより、2分類15ケースの流水の正常な機能の維持対策案を検討する。

表 4.5-3 11 方策の施設規模 (流水の正常な機能の維持)

	対策第	\$	開発可能容量 (千 m³)	備考
1	現計画		26, 500	
2	利水専用ダム		26, 500	
3	河口堰 (中流部堰)		714	新規取水堰 12 基
	河,某 附 時 2014年等	強首貯水池	16, 200	270ha
4	河道外貯留施設	大曲貯水池	4, 550	350ha
	(貯水池)	西野貯水池	8, 400	560ha
_	ダム再開発	皆瀬ダム	9, 180	
5	(掘削)	鎧畑ダム	840	
C	ダム再開発	皆瀬ダム	26, 500	かさ上げ 12.7m
6	(かさ上げ)	玉川ダム	26, 500	かさ上げ 3.4m
	(A) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D	皆瀬ダム	16, 200	
7	他用途ダム容量	玉川ダム	26, 500	
	の買い上げ	鎧畑ダム	26, 500	
8	地下水取水		26, 500	
9	河道外貯留施設(調整剂	也)	26, 500	
		楢沢沼	436	かさ上げ 4.4m
10	ため池かさ上げ	馬鞍沼	104	かさ上げ 4.5m
		桁倉沼	655	かさ上げ 2.5m
11	ダム使用権等の振替	玉川ダム水道	5, 900	

表 4.5-4 流水の正常な機能の維持対策案の組み合わせ

総合的な対応	ダム使用権等の振	替 (玉川ダム:水道)								玉川ダム水道 V=5,900千m ³		玉川ダム水道 V=5,095千m³	玉川ダム水道 V=2,595千m ³	玉川ダム水道 V=465千m³	玉川ダム水道 V=5,900千m3	玉川ダム水道 V=5,900千m3	玉川ダム水道 V=2,185千m3	玉川ダム水道 V=5,900千m ³
	(4)	(桁倉沼)								H=+25m V=655∓m³		H=+25m V=655∓m³	H=+25m V=655∓m³	H=+25m V=655∓m³	H=+25m V=655∓m³	H=+25m V=655∓m³	H=+25m V=655∓m³	H=+25m V=655∓m³
	河道外貯留施設(ため池かさ上げ)	(屋鞍沼)																H=+4.5m V=104∓m³
河川区域外での対応		(植沢沼)															H=+4.4m V=436∓m³	H=+4.4m V=436∓m³
県	河道外貯留施設 (調整池)	(幹線用水路沿い)								n=6箇所 V=3,031千m³					n=6箇所 V=2,905干m³	n=8箇所 V=3,745千m³	n=8箇所 V=7,024千m³	n=7箇所 V=3,205千m3
		想 下 大 門 大							n=2.574台 V=26.500千m³									
	f	(登畑ダム)						治水容量買い上げ V=26,500千m3										
	他用途ダム容量買い上げ	(王)川ダム)					治水容量買い上げ V=26,500千m3											
	伸	(岩瀬ダム)								治水容量買い上げ V=16,200千m³	治水容量買い上げ V=10,300千m³	治水容量買い上げ V=16,200千m³	治水容量買い上げ V=16,200千m³	治水容量買い上げ V=16,200千m ³	治水容量買い上げ V=16,200千m³	治水容量買い上げ V=16,200千m³	治水容量買い上げ V=16,200千m ³	治水容量買い上げ V=16,200千m ³
		かさ上げ (玉川ダム)				H=3.4m V=26,500∓m³												
	张医	かさ上げ (告述ダム)			H=12.7m V=26,500∓m³													
	ダム再開発	貯水池掘削 (銀畑ダム)													V=840∓m³			
河川区域内での対応		貯水治額削 (皆瀬ダム)												V=9,180∓m³				
154.	(西野貯水池											A=470ha V=7,050∓m³					
	河道外貯留施設(貯水池)	大曲貯水池										A=350ha V=4,550∓m³						
	原	强首貯水池									A=270ha V=16,200∓m³							
	中流部艦	(成瀬川・皆瀬川)								中流部堰 n=12箇所 V=714千m³								
	利水専用ダム新設	(成瀬ダムサイト)		H=86.5m V=26,500∓m3														
		成瀬ダム	V=26,500∓m³															
	7		1	2	3	4	5	9	7	8	6	10	11	12	13	14	15	16
	7-4		通場頭	利水専用ダム	ダム以外を中心とした	組み合わせ												

※「水源林の保全」、「渇水調整の強化」、「節水対策」については、全ての対策案に共通である。

流水の正常な機能の維持対策案①:利水専用ダム案

【対策案の概要】

- 成瀬ダムサイトに利水専用ダムを建設し、流水の正常な機能を維持するための容量 26,500 千 m³ を確保する。
- 利水専用ダムの建設には、地質調査等の技術的検討が必要となる。
- 利水専用ダムの建設には、土地所有者や利水関係者等との調整(合意)が必要となる。

※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない ※対策箇所や数量については平成22年度時点のものであり、今後変更があり得るものである

【対策案】

利水専用ダム(26,500 千 m³)

·ダム高 H=86.5m

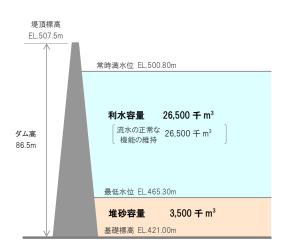
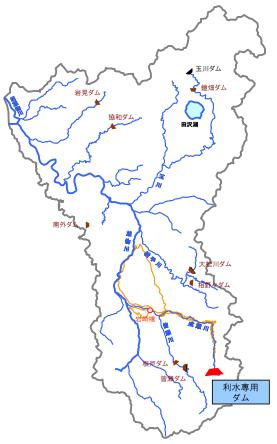


図 利水専用ダム容量配分図



流水の正常な機能の維持対策案②:ダム再開発(かさ上げ)

【対策案の概要】

- 既設皆瀬ダムのかさ上げを行い、流水の正常な機能の維持に必要となる容量 26,500 千 m³ を確保する。
- 皆瀬ダムのかさ上げによる容量の再編にあたっては、これまでの実績堆砂分 3,500 千 m³ を考慮する。
- 既設の新処頭首工から取水を行い、導水路を新設して既得かんがいの取水地点 (成瀬頭首工)まで導水する。
- 皆瀬ダムのかさ上げにあたっては、法令や技術基準等を満足するよう、皆瀬ダム 建設時点の資料を基にダム構造等の設計を実施する。
- 貯水位が上昇することにより、ダム上流が水没することになるため、用地補償ならびに道路付け替え等を行う。

※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない ※対策箇所や数量については平成22年度時点のものであり、今後変更があり得るものである

【対策案】

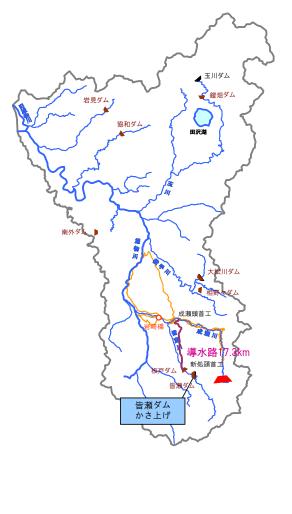
皆瀬ダムかさ上げ (V=26,500 千 m³)

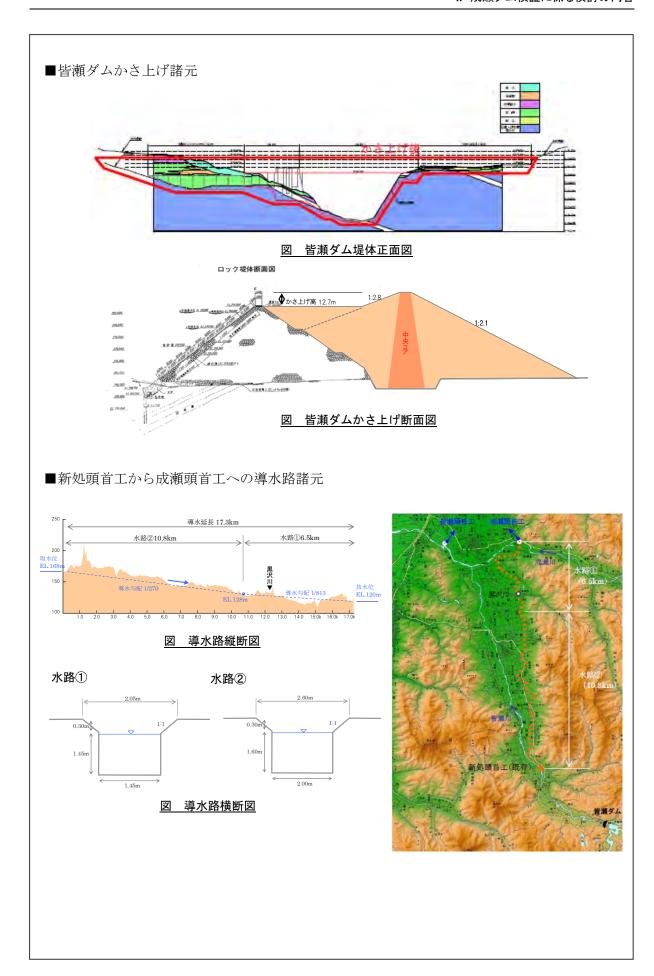
- ·かさ上げ高 H= 12.7m
- ·導水施設 L=17.3km



ダュ	ム名	皆瀬ダム		
施設管理	里者	秋田県		
設置河川	川名	皆瀬川		
流域面积	責	172km2		
形式		ロックフィルダム		
※目的		F/N/A/P		
容量	治水	16,200千m3		
	利水	10,100∓m3		

※ F: 洪水調節 N: 流水の正常な機能の維持 A: かんがい W: 水道 | |: 工業用水道 P: 発電





流水の正常な機能の維持対策案③:ダム再開発(かさ上げ)

【対策案の概要】

- 既設玉川ダムのかさ上げを行い、流水の正常な機能の維持に必要となる容量 26,500 千 m³ を確保する。
- 玉川ダムのかさ上げによる容量の再編にあたっては、これまでの実績堆砂分 2,600 千 m³ を考慮する。
- 既設の抱返頭首工から取水を行い、導水路を新設して既得かんがいの取水地点 (成瀬頭首工)まで導水する。
- 玉川ダムのかさ上げにあたっては、法令や技術基準等を満足するよう、玉川ダム 建設時点の資料を基にダム構造等の設計を実施する。
- 貯水位が上昇することにより、ダム上流が水没することになるため、用地補償ならびに道路付け替え等を行う。

※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない ※対策箇所や数量については平成22年度時点のものであり、今後変更があり得るものである

【対策案】

玉川ダムかさ上げ (V=26,500 千 m³)

- ·かさ上げ高 H= 3.4m
- ·導水施設 L=51.3km



ダム	4名	玉川ダム		
施設管理	里者	国土交通省		
設置河川	川名	玉川		
流域面积	圭	287km2		
形式		重力式コンクリートダム		
※目的		F/N/A/W/I/P		
容量	治水	107,000∓m3		
	利水	122,000∓m3		

※ F: 洪水調節 N: 流水の正常な機能の維持 A: かんがいW: 水道 | |: 工業用水道 P: 発電



■玉川ダムかさ上げ諸元

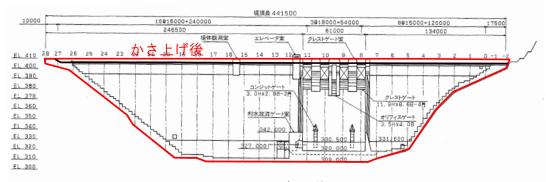
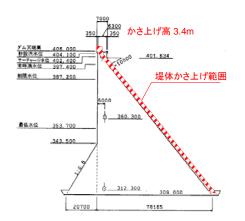
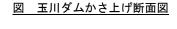


図 玉川ダム堤体正面図



■抱返頭首工から成瀬頭首工への導水路諸元



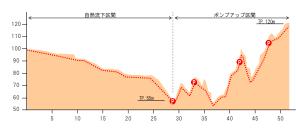


図 導水路縦断図

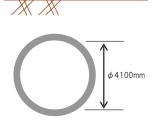


図 導水路断面図

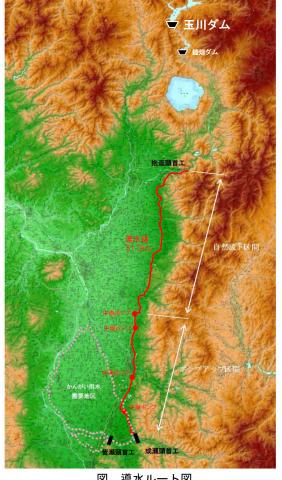


図 導水ルート図

流水の正常な機能の維持対策案④:他用途ダム容量買い上げ

【対策案の概要】

- 既設玉川ダムの治水容量を買い上げ、流水の正常な機能の維持に必要となる容量 26,500 千 m³ を確保する。
- 既設の抱返頭首工から取水を行い、導水路を新設して既得かんがいの取水地点 (成瀬頭首工)まで導水する。
- 玉川ダムの治水容量買い上げに伴い、治水機能を代替するための河道改修(掘削) を行う。

※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない ※対策箇所や数量については平成 22 年度時点のものであり、今後変更があり得るものである

【対策案】

玉川ダム治水容量買い上げ (V=26,500 千 m³) ・導水施設 L=51.3km



ダム	4名	玉川ダム		
施設管理	里者	国土交通省		
設置河川	川名	玉川		
流域面积	真	287km2		
形式		重力式コンクリートダム		
※目的		F/N/A/W/I/P		
容量	治水	107,000∓m3		
	利水	122,000∓m3		

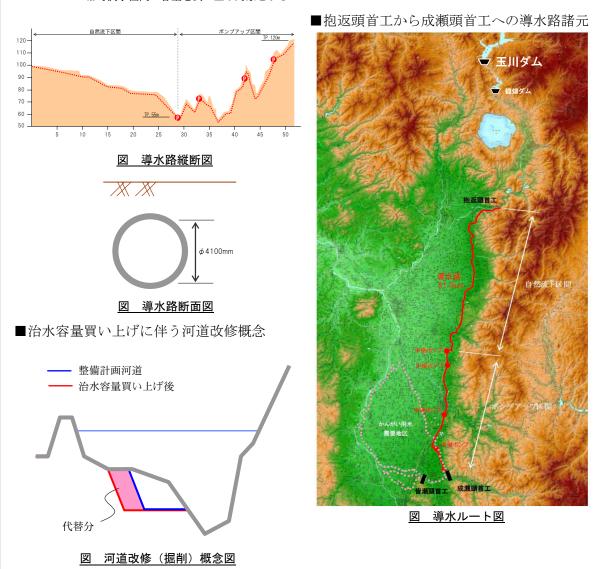
※ F:洪水調節 N:流水の正常な機能の維持 A:かんがい W:水道 |:工業用水道 P:発電



■玉川ダム治水容量買い上げ 堤頂標高 非洪水期(10/1~翌年6/15) 洪水期 (6/16~9/30) EL.406.0m 買い上げ対象 68,000 千 m³ サーチャージ水位EL.402.40m サーチャージ容量 39,000 千 m³ 常時満水位EL.397.40m 洪水調節容量 107,000 千 m³ 制限水位EL.387.20m 利水容量 190,000 **∓** m³ 利水容量 122,000 千 m³ かんがい 16,400 千 m³ かんがい 11,300 千 m³ $8,500 \pm m^3$ 水道 ダム高 6,800 \pm m³ 水道 工業用水道 34,400 千 m³ 100.0m 工業用水道 27,200 千 m³ 流水の正常な機能の維持 流水の正常な機能の維持 88,200 ∓ m³ $76,700 \pm m^3$ 1 90,000 \mp m³ 発電 122,000 千 m³ 発電 最低水位EL.353.70m 2,500 **∓** m³ 堆砂容量 基礎標高EL.306.00m

図 玉川ダム容量配分図

※ 玉川ダムのダム堤体は、現在の常時満水位において安定性が確保される構造であるため制限水位から 常時満水位間の容量を買い上げ対象とする



流水の正常な機能の維持対策案⑤:他用途ダム容量買い上げ

【対策案の概要】

- 既設鎧畑ダムの治水容量を買い上げ、流水の正常な機能の維持に必要となる容量 26,500 千 m³ を確保する。
- 既設の抱返頭首工から取水を行い、導水路を新設して既得かんがいの取水地点 (成瀬頭首工)まで導水する。
- 鎧畑ダムの治水容量買い上げに伴い、治水機能を代替するための河道改修(掘削) を行う。

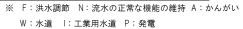
※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない ※対策箇所や数量については平成 22 年度時点のものであり、今後変更があり得るものである

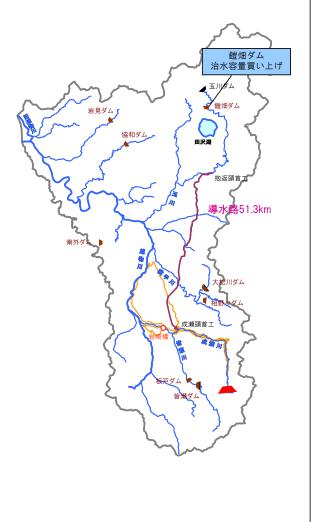
【対策案】

鎧畑ダム治水容量買い上げ(V=26,500 千 m³) ・導水施設 L=51.3km



ダル	4名	鎧畑ダム		
施設管理	里者	秋田県		
設置河川	川名	玉川		
流域面积	責	33.3km2		
形式		重力式コンクリートダム		
※目的		F/P		
容量	治水	32,000千m3		
	利水	11,000千m3		





■鎧畑ダム治水容量買い上げ

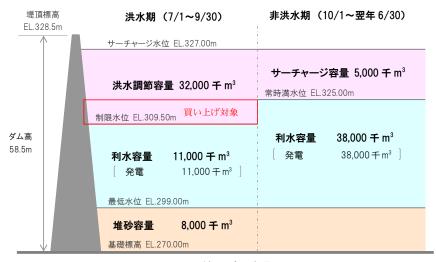
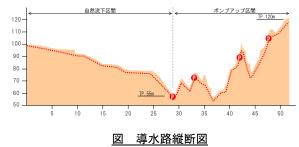


図 鎧畑ダム容量配分図

※ 鎧畑ダムのダム堤体は、現在の常時満水位において安定性が確保される構造であるため制限水位から 常時満水位間の容量を買い上げ対象とする



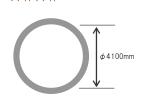
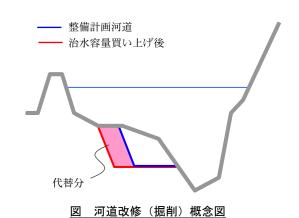


図 導水路断面図

■治水容量買い上げに伴う河道改修概念



■抱返頭首工から成瀬頭首工への導水路諸元

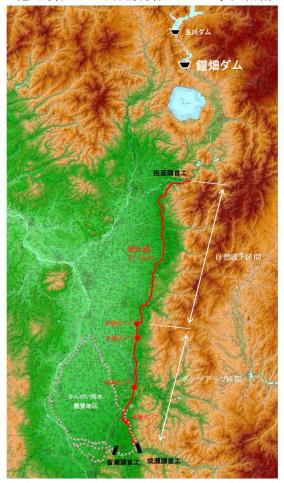


図 導水ルート図

流水の正常な機能の維持対策案⑥:地下水取水

【対策案の概要】

- 既得かんがいの水供給地区に地下水取水施設を設置する。
- 地下水取水施設は、近傍の地下水取水実績を踏まえ、1 井戸あたり計画取水量を 0.01m³/s とする。
- 地下水取水施設の間隔は、全国の他自治体における地下水採取規制に関する条例を参考に、200~300mとする。
- 地下水取水後は、直接水田に導水もしくは水路へ導水する。
- 河川の維持流量分については、地下水を揚水後、ポンプによって河川へ導水する。

※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない ※対策箇所や数量については平成 22 年度時点のものであり、今後変更があり得るものである

【対策案】

地下水取水 (V=26,500 千 m³相当)

·揚水井 n=2,574 台

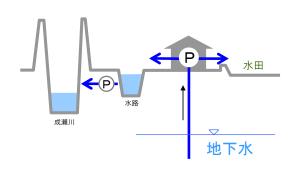


図 地下水取水概念図



■地下水取水

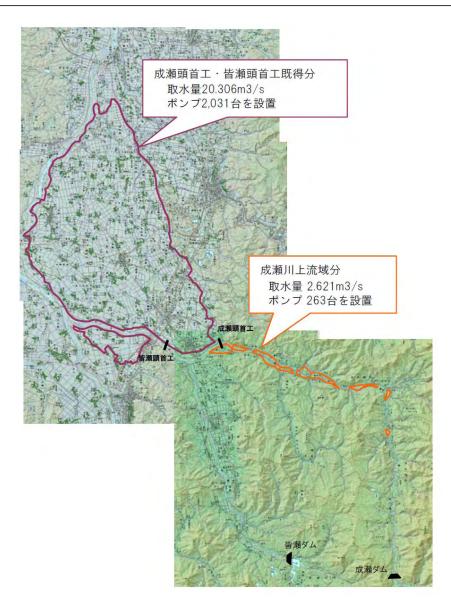


図 既得かんがいに対する地下水取水施設



図 維持流量に対する地下水取水施設

流水の正常な機能の維持対策案⑦:中流部堰新設+他用途ダム容量買い上げ+

河道外貯留施設(調整池)+ため池かさ上げ+ダム使用権等の振替

【対策案の概要】

- 成瀬川、皆瀬川に堰を新設すると共に、不足分を皆瀬ダム治水容量の買い上げ、河道外貯留施設(調整池)の新設、ため池かさ上げ(楢沢沼、桁倉沼)、玉川ダム使用権の振替を行い、流水の正常な機能の維持に必要となる容量 26,500 千 m³を確保する。
- 各対策案の組み合わせは、中流部堰の新設を優先し、不足分についてはコスト面で優位となる順に必要容量を確保する。(①中流部堰の新設、②皆瀬ダム治水容量の買い上げ、③ため池かさ上げ(桁倉沼)、④ため池かさ上げ(楢沢沼)、⑤玉川ダム使用権の振替、⑥河道外貯留施設(調整池)の新設)
- 中流部堰の設置による貯留量は 12 箇所、合計 714 千 m³ となる。
- 皆瀬ダムの治水容量買い上げは、治水容量 16,200 千 m³ の全量を対象とする。
- 皆瀬ダムからは、既設の新処頭首工から取水を行い、導水路を既得して新規かんがいの取水地点(成瀬頭首工)まで導水する。
- 皆瀬ダムの治水容量買い上げに伴い、治水機能を代替するための河道改修(掘削) を行う。
- ため池(楢沢沼、桁倉沼)のかさ上げは、堤体材料の品質や堤体の安定性に係る 設定根拠等、不明点が多いため、ダム設計基準に係わらない高さとして堤高 15m までのかさ上げとする
- ため池(楢沢沼)のかさ上げ高は 4.4m となりこれによって 436 千 m³ 確保する
- ため池 (桁倉沼) のかさ上げ高は 2.5m となりこれによって 655 千 m³ 確保する
- ため池(楢沢沼)からは、導水路を新設して既得かんがいの取水地点(成瀬頭首工)まで導水する。
- 玉川ダム使用権の振替(水道)は、現在一部が未利用となっている秋田市上水道分 5,900 千 m³ を対象とする。
- 玉川ダムからは、既設の抱返頭首工から取水を行い、導水路を新設して既得かんがいの取水地点(成瀬頭首工)まで導水する。
- 河道外貯留施設(調整池)は、成瀬川沿いの調整池候補地8箇所のうち、最も貯留量が大きい1箇所を選定し、不足する2,595千 m³確保する。

※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない ※対策箇所や数量については平成22年度時点のものであり、今後変更があり得るものである

【対策案】

中流部堰の新築 (V=714 千 m³)

・中流部堰の新設 12 基

皆瀬ダム治水容量の買い上げ(V=16,200 千 m³)

·導水施設 L=17.3km

楢沢沼かさ上げ (V=436 千 m³)

- ·かさ上げ高 H=+4.4m
- ·導水施設 L=8.9km

桁倉沼かさ上げ (V=655 千 m³)

·かさ上げ高 H=+2.5m

玉川ダム使用権の振替(水道) (V=5,900 千 m³)

· 導水施設 L=51.3km

河道外貯留施設(調整池)(V=2,595 千 m³)



■中流部堰

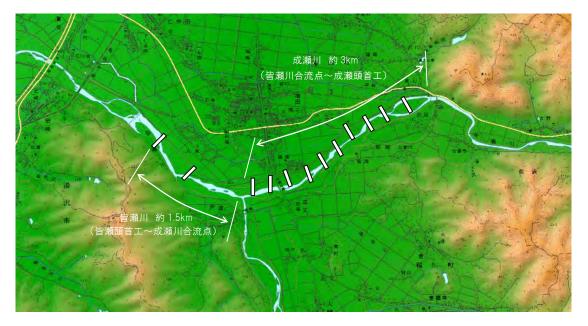


図 中流部堰設置位置図

■皆瀬ダム治水容量買い上げ、成瀬頭首工への導水諸元



図 皆瀬ダム容量配分図

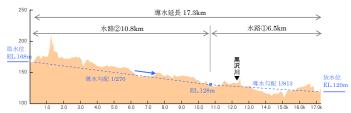


図 導水路縦断図



図 導水ルート図

■ため池(桁倉沼)嵩上げ諸元



ため池名	桁倉沼
ダム形式	ゾーン型ア-スフィルダム ^(傾斜コア型)
総貯水容量	1,800∓m3
ダム高	12.5m
湛水面積	26.2ha



図 ため池かさ上げ断面図

■ため池(楢沢沼)嵩上げ、導水路諸元



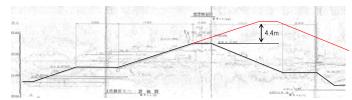
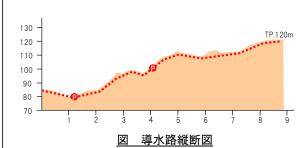


図 ため池かさ上げ断面図

ため池名	楢沢沼
ダム形式	均一型ア-スフィルダーム
総貯水容量	744∓m3
ダム高	10.6m
湛水面積	9.9ha



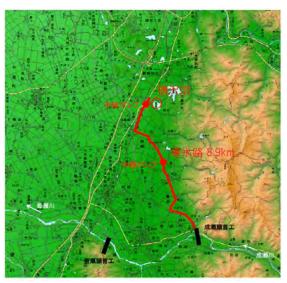


図 導水ルート図

■玉川ダム使用権振替、成瀬頭首工への導水諸元



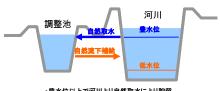
図 玉川ダム容量配分図



玉川ダム

図 導水ルート図

■河道外貯留施設(調整池)



- ・豊水位以上で河川より自然取水により貯留
- ・渇水時に自然流下により河川へ補給

図 調整池概念図

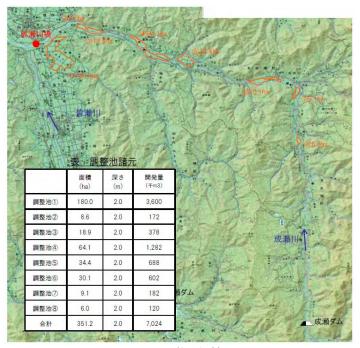


図 調整池候補位置図

流水の正常な機能の維持対策案⑧:河道外貯留施設(貯水池)+他用途ダム容量買い上げ

【対策案の概要】

- 治水代替案で検討されている強首遊水地内を掘削して貯水池を新設すると共に、不足分を皆瀬ダムの治水容量を買い上げ、流水の正常な機能の維持に必要となる容量 26,500 千 m³ を確保する。
- 貯水池の新設と他用途ダム容量買い上げの組み合わせは、貯水池の新設を優先 し、不足する分を皆瀬ダム治水容量の買い上げで確保する。
- 貯水池の深さは、雄物川からの自然導水を考慮し、平水位相当 (6.0m 程度) とし、これによって 16,200 千 m³ を貯留する。
- 貯水池からは、導水路を新設して既得かんがいの取水地点(成瀬頭首工)まで導水する。
- 皆瀬ダムの治水容量買い上げは、治水容量 16,200 千 m³ のうち、不足する 10,300 千 m³ を対象とする。
- 皆瀬ダムからは、既設の新処頭首工から取水を行い、導水路を既得して新規かんがいの取水地点(成瀬頭首工)まで導水する。
- 皆瀬ダムの治水容量買い上げに伴い、治水機能を代替するための河道改修(掘削) を行う。

※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない ※対策箇所や数量については平成22年度時点のものであり、今後変更があり得るものである

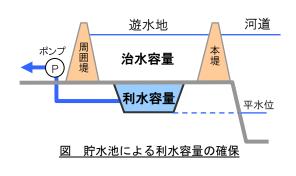
【対策案】

河道外貯留施設(強首貯水池)(V=16,200 千 m³)

- ·貯水池面積 270ha
- ·導水施設 L=55.0km

皆瀬ダム治水容量の買い上げ(V= 10,300 千 m³)

·導水施設 L=17.3km





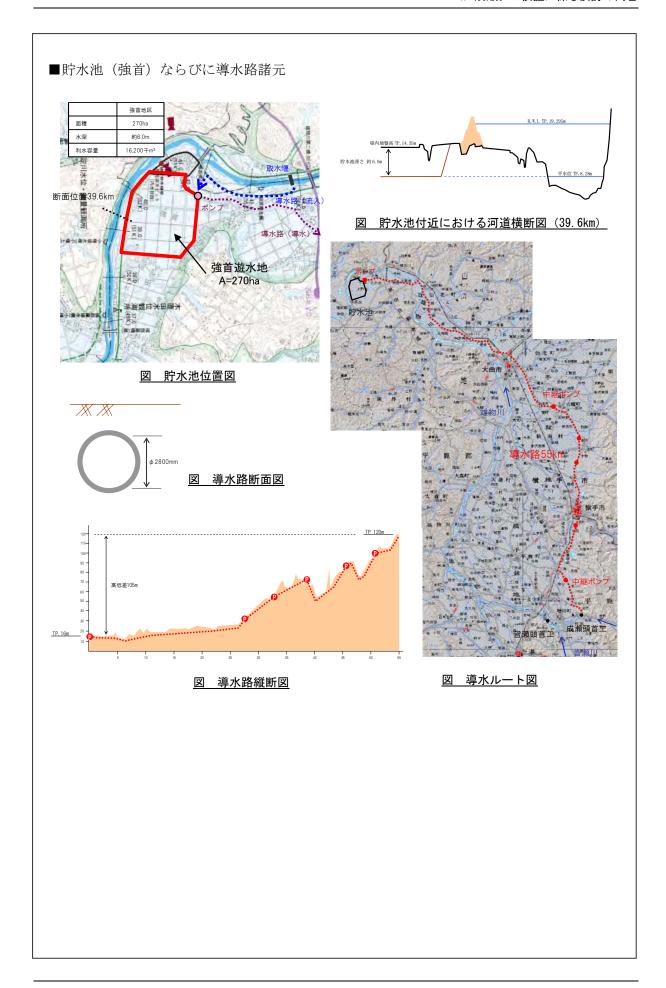




図 皆瀬ダム容量配分図

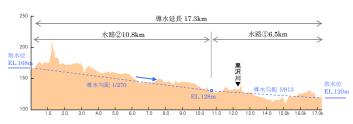


図 導水路縦断図



図 導水ルート図

■治水容量買い上げに伴う河道改修概念

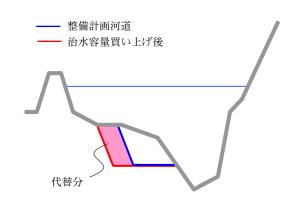


図 河道改修(掘削)概念図

流水の正常な機能の維持対策案⑨:河道外貯留施設(貯水池)+他用途ダム容量買い上げ +ため池かさ上げ+ダム使用権等の振替

【対策案の概要】

- 治水代替案で検討されている大曲遊水地内を掘削して貯水池を新設すると共に、不足分を皆瀬ダム治水容量の買い上げ、ため池かさ上げ(楢沢沼、桁倉沼)、玉川ダム使用権の振替を行い、流水の正常な機能の維持に必要となる容量 26,500 千 m³を確保する。
- 各対策案の組み合わせは、貯水池の新設を優先し、不足分についてはコスト面で 優位となる順に必要容量を確保する。(①河道外貯留施設(大曲貯水池)②皆瀬 ダム治水容量の買い上げ、③ため池かさ上げ(桁倉沼)、④ため池かさ上げ(楢 沢沼)、⑤玉川ダム使用権の振替)
- 貯水池の深さは、雄物川からの自然導水を考慮し、平水位相当(1.3m 程度)とし、これによって 4,550 千 m³を貯留する。
- 貯水池からは、導水路を新設して既得かんがいの取水地点(成瀬頭首工)まで導 水する
- 皆瀬ダムの治水容量買い上げは、治水容量 16,200 千 m³の全量を対象とする。
- 皆瀬ダムからは、既設の新処頭首工から取水を行い、導水路を新設して既得かんがいの取水地点(成瀬頭首工)まで導水する。
- 皆瀬ダムの治水容量買い上げに伴い、治水機能を代替するための河道改修(掘削) を行う。
- ため池 (楢沢沼、桁倉沼) のかさ上げは、堤体材料の品質や堤体の安定性に係る 設定根拠等、不明点が多いため、ダム設計基準に係わらない高さとして堤高 15m までのかさ上げとする
- ため池(楢沢沼)のかさ上げ高は 4.4m となりこれによって 436 千 m³ 確保する
- ため池(桁倉沼)のかさ上げ高は 2.5m となりこれによって 655 千 m³ 確保する
- ため池(楢沢沼)からは、導水路を新設して既得かんがいの取水地点(成瀬頭首工)まで導水する。
- 玉川ダム使用権の振替(水道)は、現在一部が未利用となっている秋田市上水道分5,900 千 m³ のうち不足する 4,659 千 m³ を振り替える。
- 玉川ダムからは、既設の抱返頭首工から取水を行い、導水路を新設して既得かんがいの取水地点(成瀬頭首工)まで導水する。

※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない ※対策箇所や数量については平成22年度時点のものであり、今後変更があり得るものである

【対策案】

河道外貯留施設(大曲貯水池)(V=4,550 千 m³)

- · 貯水池面積 350ha
- ·導水施設 L=33.0km

皆瀬ダム治水容量の買い上げ(V=16,200 千 m³)

·導水施設 L=17.3km

楢沢沼かさ上げ (V=436 千 m³)

·かさ上げ高 H=4.4m

桁倉沼かさ上げ(V=655 千 m³)

·かさ上げ高 H=2.5m

玉川ダム使用権の振替(水道)(V=4.659 千 m³)

·導水施設 L=51.3km



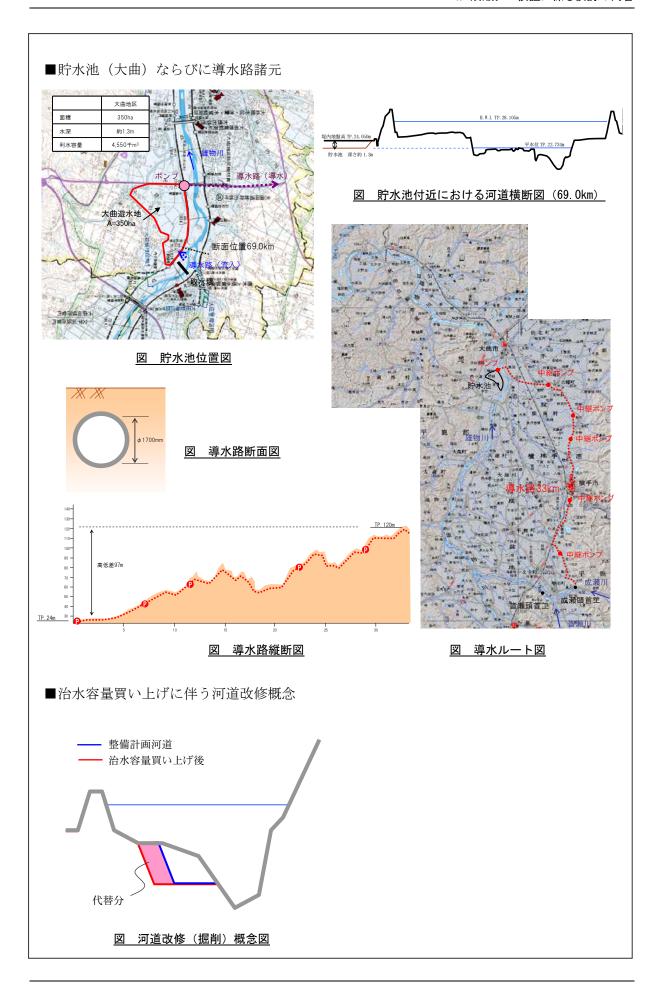




図 皆瀬ダム容量配分図

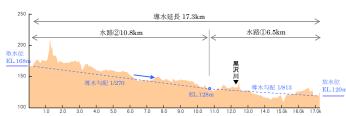


図 導水路縦断図



図 導水ルート図

■ため池(桁倉沼)嵩上げ諸元



ため池名	桁倉沼
ダム形式	ゾーン型ア-スフィルダム (傾斜コア型)
総貯水容量	1,800∓m3
ダム高	12.5m
湛水面積	26.2ha

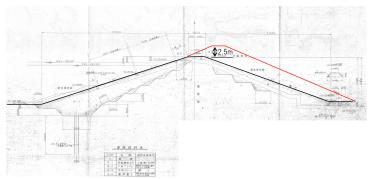
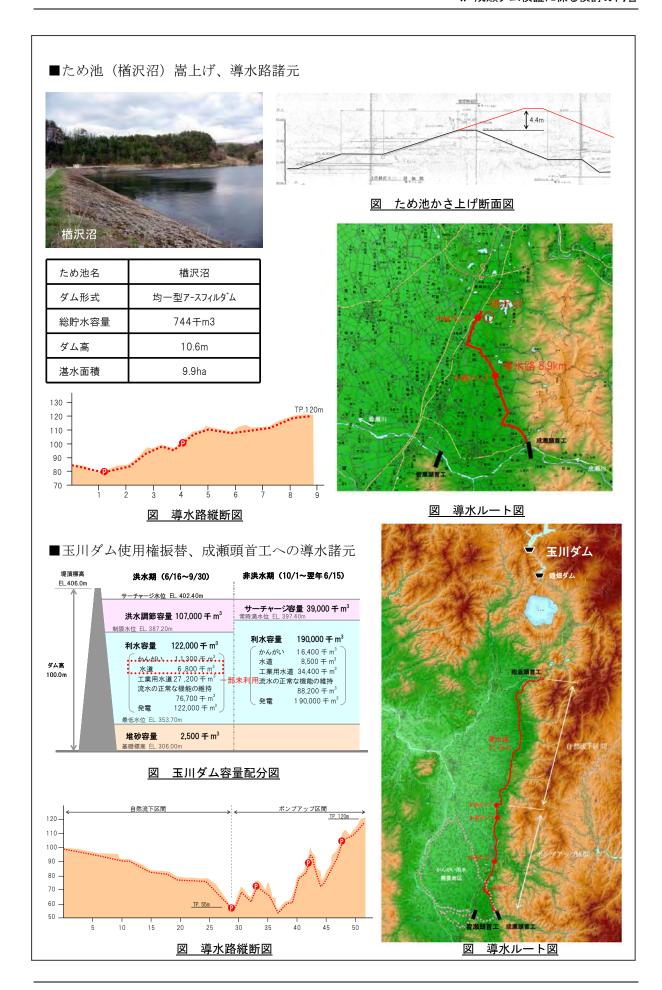


図 ため池かさ上げ断面図



流水の正常な機能の維持対策案⑩:河道外貯留施設(貯水池)+他用途ダム容量買い上げ +ため池かさ上げ+ダム使用権等の振替

【対策案の概要】

- ■治水代替案で検討されている西野遊水地内を掘削して貯水池を新設すると共に、不足分を皆瀬ダム治水容量の買い上げ、ため池かさ上げ(楢沢沼、桁倉沼)、玉川ダム使用権の振替を行い、流水の正常な機能の維持に必要となる容量 26,500 千 m³ を確保する。
- 各対策案の組み合わせは、貯水池を優先し、不足分についてはコスト面で優位となる順に必要容量を確保する。(①河道外貯留施設(西野貯水池)②皆瀬ダム治水容量の買い上げ、③ため池かさ上げ(桁倉沼)、④ため池かさ上げ(楢沢沼)、⑤玉川ダム使用権の振替)
- 貯水池の深さは、雄物川からの自然導水を考慮し、平水位相当(1.5m 程度)とし、これによって4,350 千 m³を貯留する。
- 貯水池からは、導水路を新設して既得かんがいの取水地点(成瀬頭首工)まで導 水する
- 皆瀬ダムの治水容量買い上げは、治水容量 16,200 千 m³ の全量を対象にする。
- 皆瀬ダムからは、既設の新処頭首工から取水を行い、導水路を新設して既得かんがいの取水地点(成瀬頭首工)まで導水する。
- 皆瀬ダムの治水容量買い上げに伴い、治水機能を代替するための河道改修(掘削) を行う。
- ため池(楢沢沼、桁倉沼)のかさ上げは、堤体材料の品質や堤体の安定性に係る設定根拠等、不明点が多いため、ダム設計基準に係わらない高さとして堤高 15mまでのかさ上げとする
- ため池(楢沢沼)のかさ上げ高は 4.4m となりこれによって 436 千 m³ 確保する
- ため池(桁倉沼)のかさ上げ高は2.5mとなりこれによって655 千 m³ 確保する
- ため池(楢沢沼)からは、導水路を新設して既得かんがいの取水地点(成瀬頭首工)まで導水する。
- 玉川ダム使用権の振替(水道)は、現在一部が未利用となっている秋田市上水道分5,900 千 m³ のうち不足する 4,859 千 m³ を振り替える。
- 玉川ダムからは、既設の抱返頭首工から取水を行い、導水路を新設して既得かんがいの取水地点(成瀬頭首工)まで導水する。

※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない ※対策箇所や数量については平成22年度時点のものであり、今後変更があり得るものである

【対策案】

河道外貯留施設(西野貯水池) (V=4,350 千 m³)

- ·貯水池面積 290ha
- · 導水施設 L=19.0km

皆瀬ダム治水容量の買い上げ(V=16,200 千 m³)

·導水施設 L=17.3km

楢沢沼かさ上げ (V=436 千 m³)

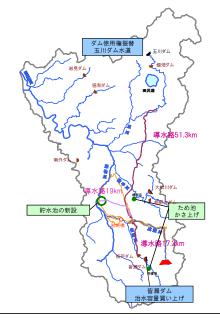
·かさ上げ高 H=4.4m

桁倉沼かさ上げ(V=655 千 m³)

·かさ上げ高 H=2.5m

玉川ダム使用権の振替(水道)(V=4,859 千 m³)

· 導水施設 L=51.3km



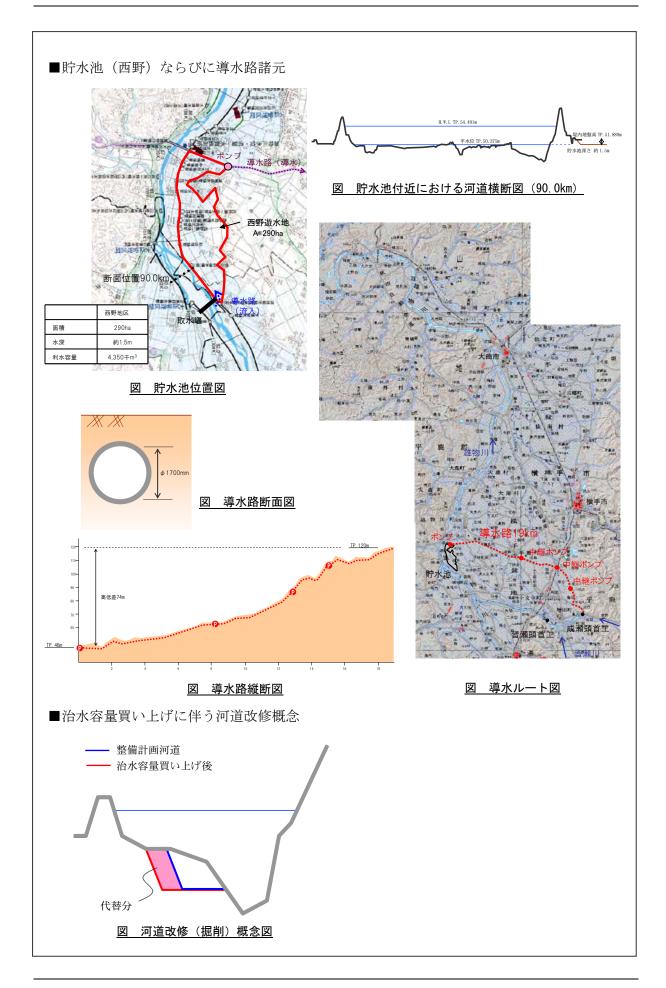




図 皆瀬ダム容量配分図

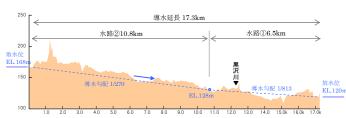


図 導水路縦断図



図 導水ルート図

■ため池(桁倉沼)嵩上げ諸元



ため池名	桁倉沼
ダム形式	ゾーン型ア-スフィルダム (傾斜コア型)
総貯水容量	1,800∓m3
ダム高	12.5m
湛水面積	26.2ha

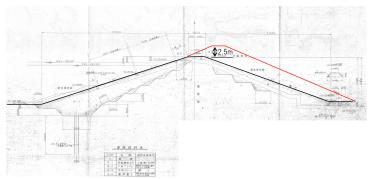
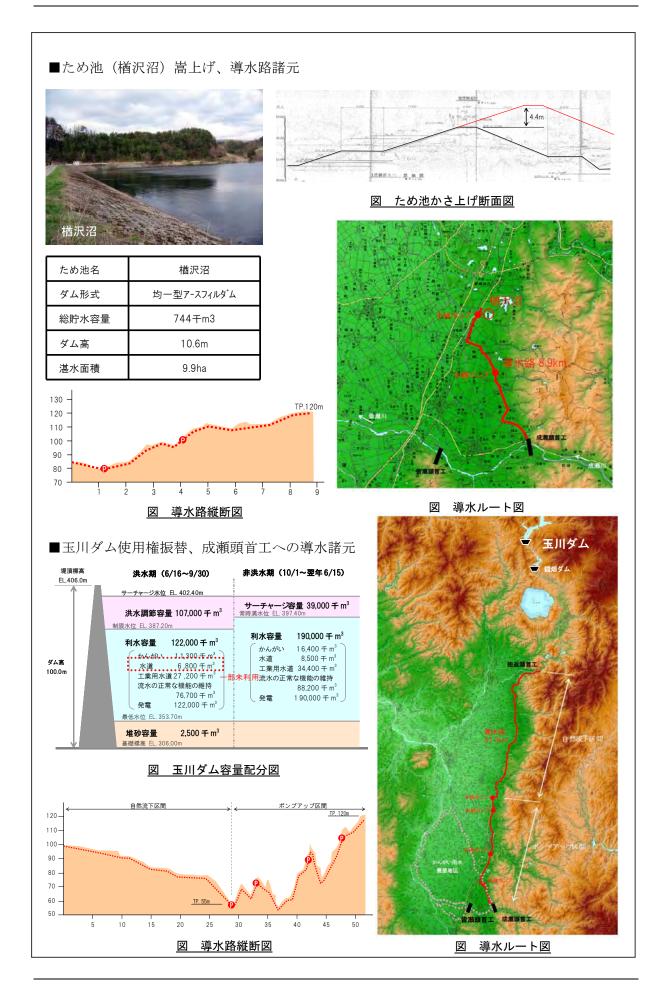


図 ため池かさ上げ断面図



流水の正常な機能の維持対策案(1):ダム再開発(掘削)+他用途ダム容量買い上げ

+ため池かさ上げ+ダム使用権の振替

【対策案の概要】

- 皆瀬ダムの貯水池を掘削すると共に、不足分を皆瀬ダム治水容量の買い上げ、ため池かさ上げ(楢沢沼、桁倉沼)、玉川ダム使用権の振替を行い、流水の正常な機能の維持に必要となる容量 26,500 千 m³ を確保する。
- 各対策案の組み合わせは、ダム再開発(皆瀬ダム掘削)を優先し、不足分についてはコスト面で優位となる順に必要容量を確保する。(①ダム再開発(皆瀬ダム掘削)②皆瀬ダム治水容量の買い上げ、③ため池かさ上げ(桁倉沼)、④ため池かさ上げ(楢沢沼)、⑤玉川ダム使用権の振替)
- 皆瀬ダム貯水池内の掘削は、地すべり等の位置を考慮し、貯水池に接する掘削可能と考えられる平坦地3箇所(約68ha)を掘削して9,180千 m³を確保する。
- 皆瀬ダムの治水容量買い上げは、治水容量 16,200 千 m³の全量を対象にする。
- 皆瀬ダムからは、既設の新処頭首工から取水を行い、導水路を新設して既得かんがいの取水地点(成瀬頭首工)まで導水する。
- 皆瀬ダムの治水容量買い上げに伴い、治水機能を代替するための河道改修(掘削) を行う。
- ため池(楢沢沼、桁倉沼)のかさ上げは、堤体材料の品質や堤体の安定性に係る設定根拠等、不明点が多いため、ダム設計基準に係わらない高さとして堤高 15mまでのかさ上げとする
- ため池 (楢沢沼) のかさ上げ高は 4.4m となりこれによって 436 千 m³ 確保する
- ため池(桁倉沼)のかさ上げ高は 2.5m となりこれによって 655 千 m³ 確保する
- ため池(楢沢沼)からは、導水路を新設して既得かんがいの取水地点(成瀬頭首工)まで導水する。
- 玉川ダム使用権の振替(水道)は、現在一部が未利用となっている秋田市上水道分 5,900 千 m³ のうち不足する 29 千 m³ を振り替える。
- 玉川ダムからは、既設の抱返頭首工から取水を行い、導水路を新設して既得かんがいの取水地点(成瀬頭首工)まで導水する。

※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない ※対策箇所や数量については平成22年度時点のものであり、今後変更があり得るものである

【対策案】

皆瀬ダム掘削 V=(9.180 千 m³)

皆瀬ダム治水容量の買い上げ(V=16,200 千 m³)

·導水施設 L=17.3km

楢沢沼かさ上げ (V=436 千 m³)

·かさ上げ高 H=4.4m

桁倉沼かさ上げ(V=655 千 m³)

·かさ上げ高 H=2.5m

玉川ダム使用権の振替(水道)V=(29 千 m³)

·導水施設 L=51.3km



■皆瀬ダム貯水池掘削諸元

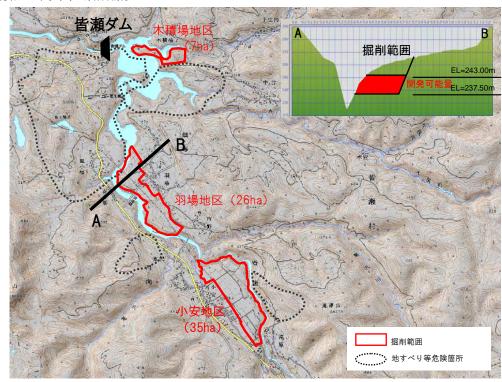


図 皆瀬ダム貯水池周辺地形図

■治水容量買い上げに伴う河道改修概念

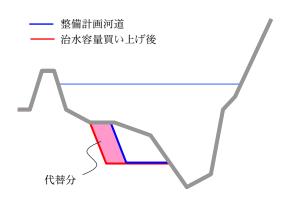


図 河道改修 (掘削) 概念図



図 皆瀬ダム容量配分図

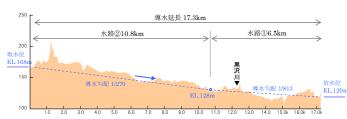


図 導水路縦断図



図 導水ルート図

■ため池(桁倉沼)嵩上げ諸元



ため池名	桁倉沼
ダム形式	ゾーン型ア-スフィルダム ^(傾斜コア型)
総貯水容量	1,800∓m3
ダム高	12.5m
湛水面積	26.2ha

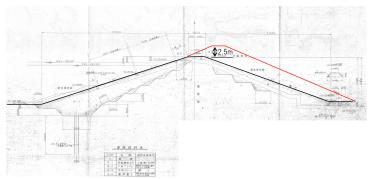
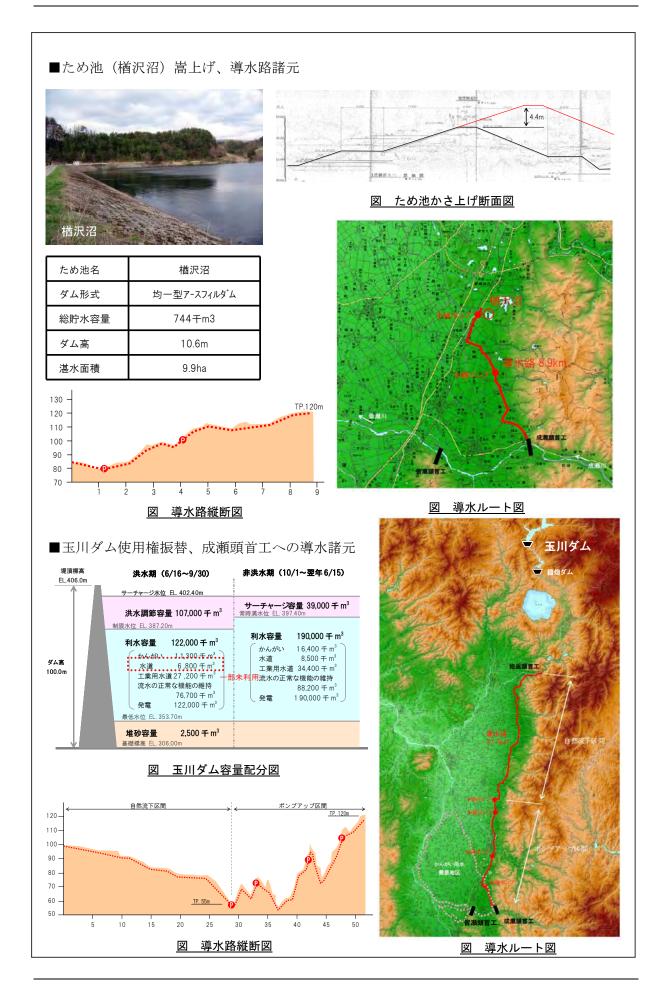


図 ため池かさ上げ断面図



流水の正常な機能の維持対策案(2):ダム再開発(掘削)+他用途ダム容量買い上げ

+河道外貯留施設(調整池)+ため池かさ上げ+ダム使用権等の振替

【対策案の概要】

- 鎧畑ダムの貯水池を掘削すると共に、不足分を皆瀬ダム治水容量の買い上げ、ため池かさ上げ(楢沢沼、桁倉沼)、玉川ダム使用権の振替を行い、流水の正常な機能の維持に必要となる容量 26,500 千 m³ を確保する。
- 各対策案の組み合わせは、ダム再開発(鎧畑ダム掘削)を優先し、不足分についてはコスト面で優位となる順に必要容量を確保する。(①ダム再開発(鎧畑ダム掘削)②皆瀬ダム治水容量の買い上げ、③ため池かさ上げ(桁倉沼)、④河道外貯留施設(調整池)、⑤ため池かさ上げ(楢沢沼)、⑥玉川ダム使用権の振替)
- 鎧畑ダム貯水池内の掘削は、地すべり等の位置を考慮し、貯水池に接する掘削可能と考えられる平坦地1箇所(約24ha)を掘削して840千 m³を確保する。
- 皆瀬ダムの治水容量買い上げは、治水容量 16,200 千 m³ の全量を対象にする。
- 皆瀬ダムからは、既設の新処頭首工から取水を行い、導水路を新設して既得かんがいの取水地点(成瀬頭首工)まで導水する。
- 皆瀬ダムの治水容量買い上げに伴い、治水機能を代替するための河道改修(掘削) を行う。
- 河道外貯留施設 (調整池) は、成瀬川沿いの調整池候補地 8 箇所で 7,024 千 m³ 確保する。
- ため池 (楢沢沼、桁倉沼) のかさ上げは、堤体材料の品質や堤体の安定性に係る 設定根拠等、不明点が多いため、ダム設計基準に係わらない高さとして堤高 15m までのかさ上げとする
- ため池(楢沢沼)のかさ上げ高は 4.4m となりこれによって 436 千 m³ 確保する
- ため池 (桁倉沼) のかさ上げ高は 2.5m となりこれによって 655 千 m³ 確保する
- ため池(楢沢沼)からは、導水路を新設して既得かんがいの取水地点(成瀬頭首工)まで導水する。
- 玉川ダム使用権の振替(水道)は、現在一部が未利用となっている秋田市上水道分 5,900 千 m³ のうち不足する 1,345 千 m³ を振り替える。
- 玉川ダムからは、既設の抱返頭首工から取水を行い、導水路を新設して既得かんがいの取水地点(成瀬頭首工)まで導水する。

※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない ※対策箇所や数量については平成22年度時点のものであり、今後変更があり得るものである

【対策案】

鎧畑ダム掘削 (V=840 千 m³)

皆瀬ダム治水容量の買い上げ(V=16,200 千 m³)

·導水施設 L=17.3km

河道外貯留施設(調整池)(V=7.024 千 m³)

楢沢沼かさ上げ (V=436 千 m³)

- ·かさ上げ高 H=4.4m
- ·導水施設 L=8.9km

桁倉沼かさ上げ(V=655 千 m³)

·かさ上げ高 H=2.5m

玉川ダム使用権の振替(水道)(V=1,345 千 m³)

·導水施設 L=51.3km



■鎧畑ダム貯水池掘削諸元

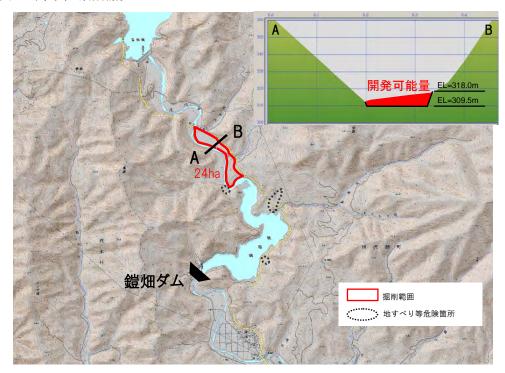


図 鎧畑ダム貯水池周辺地形図

■治水容量買い上げに伴う河道改修概念

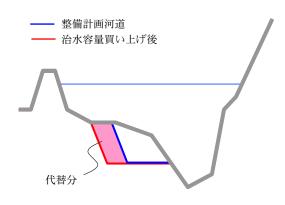


図 河道改修 (掘削) 概念図



図 皆瀬ダム容量配分図

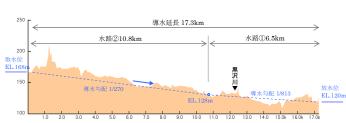


図 導水路縦断図



図 導水ルート図

■ため池(桁倉沼)嵩上げ諸元



ため池名	桁倉沼
ダム形式	ゾーン型ア-スフィルダム ^(傾斜コア型)
総貯水容量	1,800∓m3
ダム高	12.5m
湛水面積	26.2ha

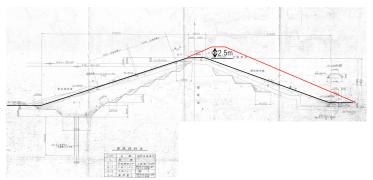
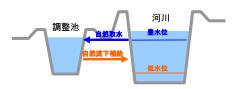


図 ため池かさ上げ断面図

■河道外貯留施設 (調整池)



- ・豊水位以上で河川より自然取水により貯留
- ・渇水時に自然流下により河川へ補給

図 調整池概念図

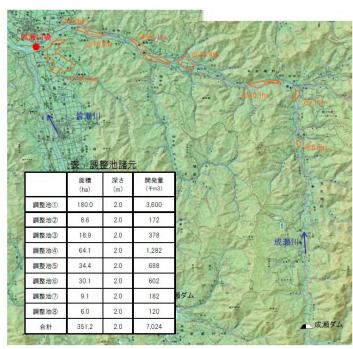


図 調整池候補位置図

■ため池(楢沢沼)嵩上げ、導水路諸元



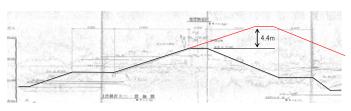


図 ため池かさ上げ断面図

_		
	ため池名	楢沢沼
	ダム形式	均一型ア-スフィルダーム
	総貯水容量	744干m3
	ダム高	10.6m
ſ	湛水面積	9.9ha

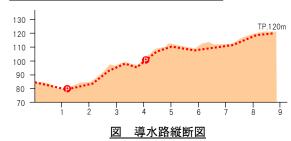




図 導水ルート図

■玉川ダム使用権振替、成瀬頭首工への導水諸元 堤頂標高 洪水期 (6/16~9/30) 非洪水期 (10/1~翌年6/15) EL.406.0m サーチャージ水位 EL. 402.40m サーチャージ容量 **39,000 千 m³** 常時満水位 EL. 397.40m 洪水調節容量 107,000 千 m³ 制限水位 EL. 387.20m 利水容量 190,000 千 m³ 利水容量 122,000 千 m³ かんがい 16,400 千 m³ がんがい、1.1,300 开 m³ 水道 6,800 干 m³ 工業用水道 27,200 干 m³ — 水道 8,500 千 m³ 工業用水道 34,400 千 m³ ダム高 100.0m 部未利用流水の正常な機能の維持 流水の正常な機能の維持 88,200 ∓ m³ 1 90,000 ∓ m³ 76,700 千 m³ 122,000 千 m³ 発電 発電 最低水位 EL.353.70m 堆砂容量 2,500 **千** m³ 基礎標高 EL. 306.00m 図 玉川ダム容量配分図 ボンプアップ区間 TP. 120m 自然流下区間 120-110-100-

90 · 80 · 70 ·

10

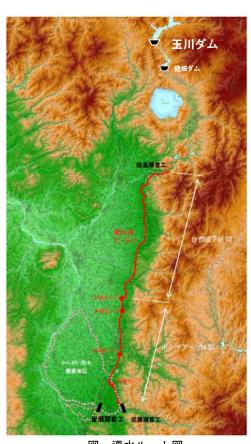


図 導水ルート図

図 導水路縦断図

流水の正常な機能の維持対策案⑬:他用途ダム容量買い上げ+河道外貯留施設(調整池)

+ため池かさ上げ+ ダム使用権等の振替

【対策案の概要】

- 皆瀬ダム治水容量の買い上げると共に、不足分を河道外貯留施設(調整池)の新設、ため池かさ上げ(楢沢沼、桁倉沼)、玉川ダム使用権の振替を行い、流水の正常な機能の維持に必要となる容量 26,500 千 m³ を確保する。
- 各対策案の組み合わせは、他用途ダム容量の買い上げ(皆瀬ダム治水)を優先し、不足分についてはコスト面で優位となる順に必要容量を確保する。(①皆瀬ダム治水容量の買い上げ、②ため池かさ上げ(桁倉沼)、③河道外貯留施設(調整池)、④ため池かさ上げ(楢沢沼)、⑤玉川ダム使用権の振替)
- 皆瀬ダムの治水容量買い上げは、治水容量 16,200 千 m³ の全量を対象にする。
- 皆瀬ダムからは、既設の新処頭首工から取水を行い、導水路を新設して既得かんがいの取水地点(成瀬頭首工)まで導水する。
- 皆瀬ダムの治水容量買い上げに伴い、治水機能を代替するための河道改修(掘削) を行う。
- 河道外貯留施設 (調整池) は、成瀬川沿いの調整池候補地 8 箇所で 7,024 千 m³ 確保する。
- ため池(楢沢沼、桁倉沼)のかさ上げは、堤体材料の品質や堤体の安定性に係る 設定根拠等、不明点が多いため、ダム設計基準に係わらない高さとして堤高 15m までのかさ上げとする
- ため池 (楢沢沼) のかさ上げ高は 4.4m となりこれによって 436 千 m³ 確保する
- ため池 (桁倉沼) のかさ上げ高は 2.5m となりこれによって 655 千 m³ 確保する
- ため池(楢沢沼)からは、導水路を新設して既得かんがいの取水地点(成瀬頭首工)まで導水する。
- 玉川ダム使用権の振替(水道)は、現在一部が未利用となっている秋田市上水道分 5,900 千 m³ のうち不足する 2,185 千 m³ を振り替える。
- 玉川ダムからは、既設の抱返頭首工から取水を行い、導水路を新設して既得かんがいの取水地点(成瀬頭首工)まで導水する。

※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない ※対策箇所や数量については平成22年度時点のものであり、今後変更があり得るものである

【対策案】

皆瀬ダム治水容量の買い上げ(V=16,200 千 m³)

·導水施設 L=17.3km

河道外貯留施設(調整池)(V=7,024 千 m³)

楢沢沼かさ上げ (V=436 千 m³)

- ·かさ上げ高 H=4.4m
- ·導水施設 L=8.9km

桁倉沼かさ上げ(V=655 千 m³)

·かさ上げ高 H=2.5m

玉川ダム使用権の振替(水道)(V=2,185 千 m³)

·導水施設 L=51.3km





図 皆瀬ダム容量配分図

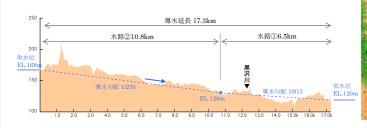


図 導水ルート図

新処頭首工(既有

図 導水路縦断図

■治水容量買い上げに伴う河道改修概念

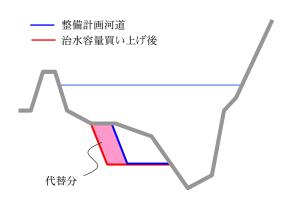


図 河道改修 (掘削) 概念図

■ため池(桁倉沼)嵩上げ諸元



ため池名	桁倉沼
ダム形式	ゾーン型ア-スフィルダム ^(傾斜コア型)
総貯水容量	1,800∓m3
ダム高	12.5m
湛水面積	26.2ha

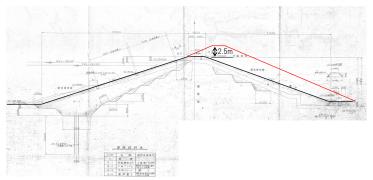
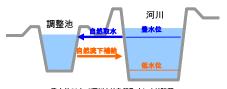


図 ため池かさ上げ断面図

■河道外貯留施設(調整池)



- ・豊水位以上で河川より自然取水により貯留
- ・渇水時に自然流下により河川へ補給

図 調整池概念図

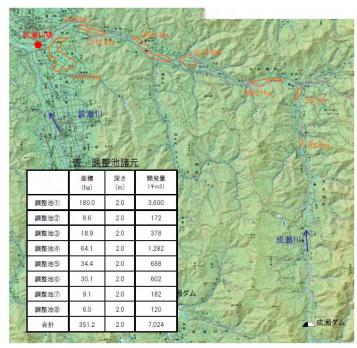
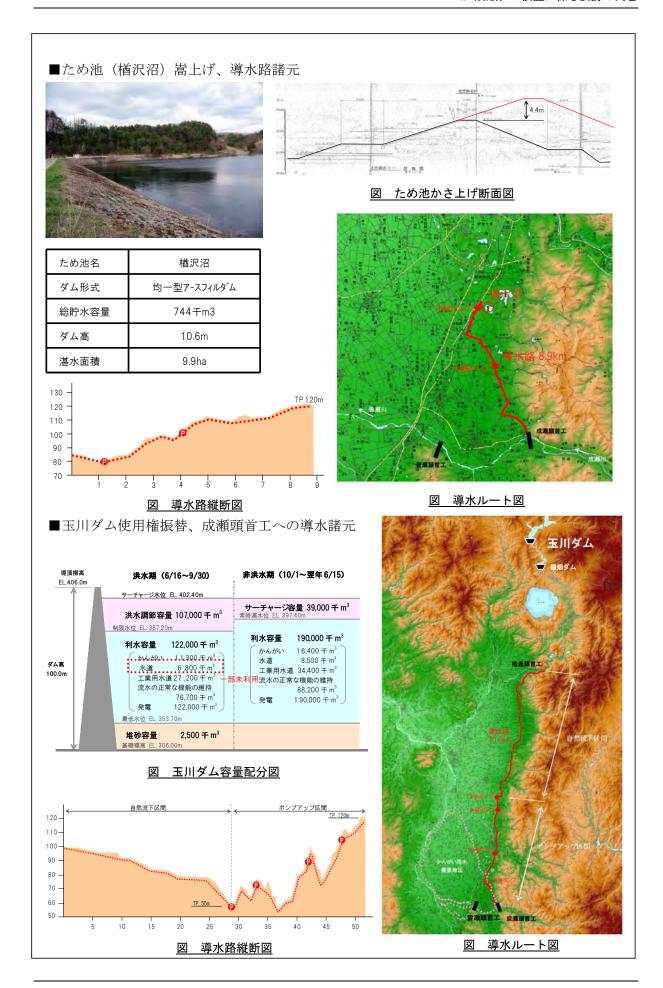


図 調整池候補位置図



流水の正常な機能の維持対策案⑭:他用途ダム容量買い上げ+河道外貯留施設(調整池)

+ため池かさ上げ+ ダム使用権等の振替

【対策案の概要】

- ため池(楢沢沼、馬鞍沼、桁倉沼)のかさ上げを行うと共に、不足分を皆瀬ダム 治水容量の買い上げ、河道外貯留施設(調整池)の新設、玉川ダム使用権の振替 を行い、流水の正常な機能の維持に必要となる容量 26,500 千 m³ を確保する。
- 各対策案の組み合わせは、ため池かさ上げ(楢沢沼、馬鞍沼、桁倉沼)を優先し、不足分についてはコスト面で優位となる順に必要容量を確保する。(①ため池かさ上げ(桁倉沼)、②ため池かさ上げ(楢沢沼)、③ため池かさ上げ(馬鞍沼)、④皆瀬ダム治水容量の買い上げ、⑤河道外貯留施設(調整池)、⑥玉川ダム使用権の振替)
- ため池(楢沢沼、桁倉沼)のかさ上げは、堤体材料の品質や堤体の安定性に係る 設定根拠等、不明点が多いため、ダム設計基準に係わらない高さとして堤高 15m までのかさ上げとする
- ため池(楢沢沼)のかさ上げ高は 4.4m となりこれによって 436 千 m³ 確保する
- ため池 (桁倉沼) のかさ上げ高は 2.5m となりこれによって 655 千 m³ 確保する
- ため池(楢沢沼)からは、導水路を新設して既得かんがいの取水地点(成瀬頭首工)まで導水する。
- ため池 (馬鞍沼) のかさ上げは、堤体材料の品質や堤体の安定性に係る設定根拠等、不明点が多いため、均一型アースフィルダムのかさ上げにおいて大規模改良が伴わない堤高 30m 以下とする
- ため池 (馬鞍沼) のかさ上げ高は 4.5m となりこれによって 104 千 m³ 確保する
- ため池(馬鞍沼)からは、導水路を新設して新規かんがいの取水地点(成瀬頭首工)まで導水する。
- 皆瀬ダムの治水容量買い上げは、治水容量 16,200 千 m³の全量を対象にする。
- 皆瀬ダムからは、既設の新処頭首工から取水を行い、導水路を新設して既得かんがいの取水地点(成瀬頭首工)まで導水する。
- 皆瀬ダムの治水容量買い上げに伴い、治水機能を代替するための河道改修(掘削) を行う。
- 河道外貯留施設 (調整池) は、成瀬川沿いの調整池候補地 8 箇所で 7,024 千 m³ 確保する。
- 玉川ダム使用権の振替(水道)は、現在一部が未利用となっている秋田市上水道分5,900 千 m³ のうち不足する 2,081 千 m³ を振り替える。
- 玉川ダムからは、既設の抱返頭首工から取水を行い、導水路を新設して既得かんがいの取水地点(成瀬頭首工)まで導水する。

※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない ※対策箇所や数量については平成22年度時点のものであり、今後変更があり得るものである

【対策案】

楢沢沼かさ上げ (V=436 千 m³)

- ·かさ上げ高 H=4.4m
- ·導水施設 L=8.9km

馬鞍沼かさ上げ (V=104 千 m³)

- ·かさ上げ高 H=4.5m
- ·導水施設 L=6.5km

桁倉沼かさ上げ (V=655 千 m³)

·かさ上げ高 H=2.5m

皆瀬ダム治水容量の買い上げ(V=16,200 千 m³)

·導水施設 L=17.3km

河道外貯留施設(調整池)(V=7,024 千 m³)

玉川ダム使用権の振替(水道)(V=2,081 千 m³)

·導水施設 L=51.3km



■ため池(桁倉沼)嵩上げ諸元



ため池名	桁倉沼
ダム形式	ゾーン型ア-スフィルダム (傾斜コア型)
総貯水容量	1,800∓m3
ダム高	12.5m
湛水面積	26.2ha

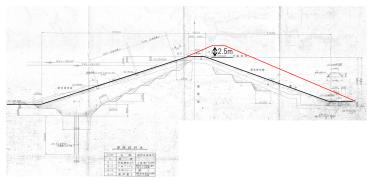


図 ため池かさ上げ断面図

■ため池(楢沢沼)嵩上げ、導水路諸元



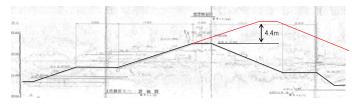


図 ため池かさ上げ断面図

ため池名	楢沢沼
ダム形式	均一型ア-スフィルダ・ム
総貯水容量	744干m3
ダム高	10.6m
湛水面積	9.9ha

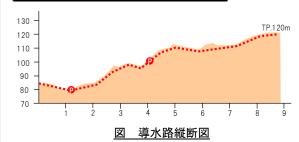




図 導水ルート図

■ため池(馬鞍沼)嵩上げ、導水路諸元





図 ため池かさ上げ断面図

ため池名	馬鞍沼
ダム形式	均一型アースフィルダ・ム
総貯水容量	396∓m3
ダム高	25.5m
湛水面積	2.3ha



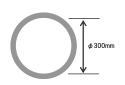
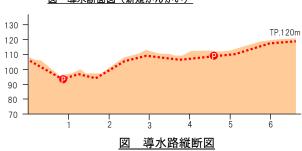


図 導水断面図(新規かんがい)



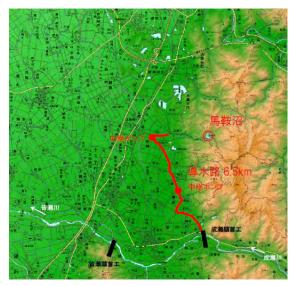


図 導水ルート図

新処頭首工(既有

■皆瀬ダム治水容量買い上げ、成瀬頭首工への導水諸元



図 皆瀬ダム容量配分図

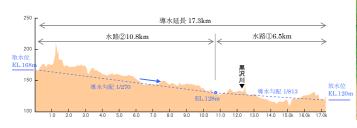


図 導水路縦断図 図 導水ルート図

■治水容量買い上げに伴う河道改修概念

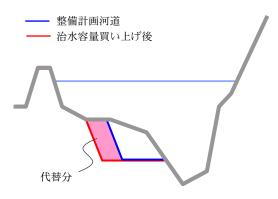
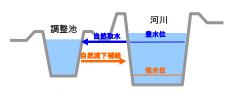


図 河道改修 (掘削) 概念図

■河道外貯留施設(調整池)



- ・豊水位以上で河川より自然取水により貯留
- ・渇水時に自然流下により河川へ補給

図 調整池概念図

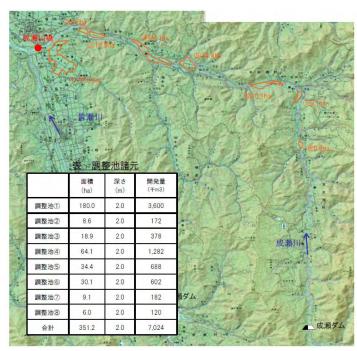


図 調整池候補位置図

■玉川ダム使用権振替、成瀬頭首工への導水諸元

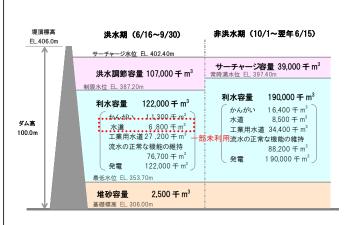
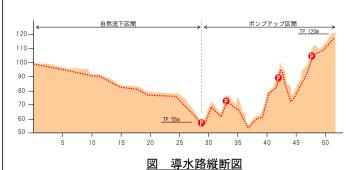


図 玉川ダム容量配分図



□ 五川ダム
□ 数相ダム

Raisita

PARS-MR
■ 2 数数

・ はた イアックは関

・ はた イアックは関
・ はた イアックは関
・ はた イアックは関
・ はた イアックは関
・ はた イアックは関
・ はた イアックがは関
・ はた イアックがは イアンのがは イアックがは イアンのがは イアンのが

図 導水ルート図

流水の正常な機能の維持対策案

⑤:他用途ダム容量買い上げ+河道外貯留施設 (調整池) +ため池かさ上げ+ダム使用権等の振替

【対策案の概要】

- 玉川ダム使用権の振替(水道)を行うと共に、不足分を皆瀬ダム治水容量の買い上げ、河道外貯留施設(調整池)の新設、ため池かさ上げ(楢沢沼、桁倉沼)を行い、流水の正常な機能の維持に必要となる容量 26,500 千 m³ を確保する。
- 各対策案の組み合わせは、ダム使用権の振替(玉川ダム)を優先し、不足分についてはコスト面で優位となる順に必要容量を確保する。(①玉川ダム使用権の振替(水道)、②皆瀬ダム治水容量の買い上げ、③ため池かさ上げ(桁倉沼)、④ため池かさ上げ(楢沢沼)、⑤河道外貯留施設(調整池))
- 玉川ダム使用権の振替(水道)は、現在一部が未利用となっている秋田市上水道 分 5,900 千 m³ を対象とする。
- 玉川ダムからは、既設の抱返頭首工から取水を行い、導水路を新設して既得かんがいの取水地点(成瀬頭首工)まで導水する。
- 皆瀬ダムの治水容量買い上げは、治水容量 16,200 千 m³の全量を対象にする。
- 皆瀬ダムからは、既設の新処頭首工から取水を行い、導水路を新設して既得かんがいの取水地点(成瀬頭首工)まで導水する。
- 皆瀬ダムの治水容量買い上げに伴い、治水機能を代替するための河道改修(掘削) を行う。
- ため池 (楢沢沼、桁倉沼) のかさ上げは、堤体材料の品質や堤体の安定性に係る 設定根拠等、不明点が多いため、ダム設計基準に係わらない高さとして堤高 15m までのかさ上げとする
- ため池 (楢沢沼) のかさ上げ高は 4.4m となりこれによって 436 千 m³ 確保する
- ため池(桁倉沼)のかさ上げ高は2.5mとなりこれによって655千m³確保する
- ため池(楢沢沼)からは、導水路を新設して既得かんがいの取水地点(成瀬頭首工)まで導水する。
- 河道外貯留施設(調整池)は、成瀬川沿いの調整池候補地8箇所のうち、最も貯留量が大きい1箇所を選定し、不足する3,309千 m³確保する。

※流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない ※対策箇所や数量については平成22年度時点のものであり、今後変更があり得るものである

【対策案】

玉川ダム使用権の振替(水道)(V=5,900 千 m³)

·導水施設 L=51.3km

皆瀬ダム治水容量の買い上げ(V=16,200 千 m³)

·導水施設 L=17.3km

河道外貯留施設(調整池)(V=3,309 千 m³)

楢沢沼かさ上げ (V=436 千 m³)

- ·かさ上げ高 H=4.4m
- · 導水施設 L=8.9km

桁倉沼かさ上げ(V=655 千 m³)

·かさ上げ高 H=2.5m





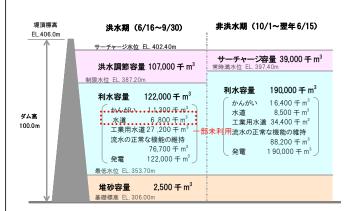


図 玉川ダム容量配分図

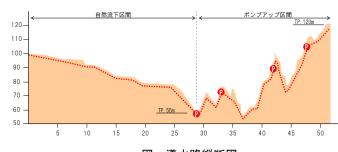


図 導水路縦断図

図 導水ルート図

■皆瀬ダム治水容量買い上げ、成瀬頭首工への導水諸元

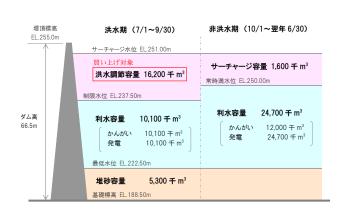


図 皆瀬ダム容量配分図

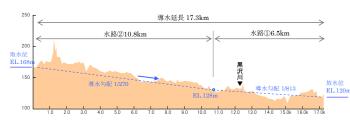


図 導水路縦断図



図 導水ルート図

■治水容量買い上げに伴う河道改修概念

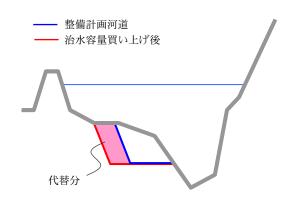


図 河道改修 (掘削) 概念図

■ため池(桁倉沼)嵩上げ諸元



ため池名	桁倉沼
ダム形式	ゾーン型ア-スフィルダム ^(傾斜コア型)
総貯水容量	1,800∓m3
ダム高	12.5m
湛水面積	26.2ha

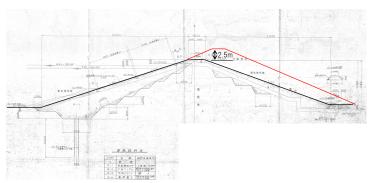


図 ため池かさ上げ断面図

■ため池(楢沢沼)嵩上げ、導水路諸元



LL.	0.000	(7.60)	10.7 W 4 - 11 to 1	den den	
7		30-0		√4.4m	
and the second	7 4 5	to the second			or La
25. A. A. A.	10 Miles	0			7.00
		или п и к		aimi e e	

図 ため池かさ上げ断面図

ため池名	楢沢沼		
ダム形式	均一型アースフィルダム		
総貯水容量	744千m3		
ダム高	10.6m		
湛水面積	9.9ha		

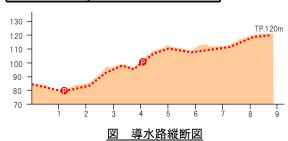
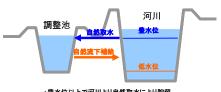


図 導水ルート図

■河道外貯留施設(調整池)



- ・豊水位以上で河川より自然取水により貯留
- ・渇水時に自然流下により河川へ補給

図 調整池概念図

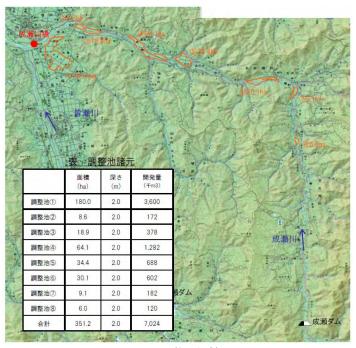


図 調整池候補位置図

4.5.4 概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出

4.5.3.2 で立案した 16 の流水の正常な機能の維持対策案について、検証要領細目に示されている「②概略評価による治水対策案の抽出」(以下参照)を準用し概略評価を行い、現計画以外の流水の正常な機能の維持対策案を抽出した。

抽出した結果を次頁の表 4.5-5 に示す。

【参考:検証要領細目より抜粋】

多くの治水対策案を立案した場合には、概略評価を行い、1)に定める手法で治水対策案を除いたり(乗却)、2)に定める手法で治水対策案を抽出したり(代表化)することによって、 $2\sim5$ 案程度を抽出する。

- 1) 次の例のように、評価軸で概略的に評価(この場合、必ずしも全ての評価軸で評価を行う必要はない)すると、一つ以上の評価軸に関して、明らかに不適当と考えられる結果となる場合、当該治水対策案を除くこととする。
 - イ)制度上、技術上の観点から極めて実現性が低いと考えられる案
 - ロ) 治水上の効果が極めて小さいと考えられる案
 - ハ) コスト*が極めて高いと考えられる案等

なお、この段階において不適当とする治水対策案については、不適当とする理由を明示することとし、該当する評価軸については可能な範囲で定量化して示す。

- 2) 同類の治水対策案がある場合は、それらの中で比較し最も妥当と考えられるものを抽出 する。例えば、遊水地の適地が多くあって、複数の案が考えられるような場合、最も妥 当と考えられる案を抽出する。この例の場合、効果が同じであるならば、移転補償家屋 数、コスト等について定量的な検討を行い、比較することが考えられる。
- ※ コストについては、事業費が 1,000 億円を超えるものを極めて高いものとして棄却

表 4.5-5 概略評価の対象として選定された対策案

	ケース				概略	評価による抽出
分 類	No.	流水の正常な機能の維持対策案(実施内容)	概算事業費 (億円)	判定	不	適当と考えた理由と該当する評価軸
現計画	1	成瀬ダム	590			
I. 利水専用ダム	2	利水専用ダムを新設	720	0		
Ⅱ.ダム以外を中心とした	3	皆瀬ダムかさ上げ	820	0		
組み合わせ	4	玉川ダムかさ上げ	2,300	×	コスト	・コストがケース3、7よりも高い
	5	他用途ダム容量買い上げ(玉川ダム治水)	2,000	×	그スト	・コストがケース3、7よりも高い
	6	他用途ダム容量買い上げ(鎧畑ダム治水)	1,900	×	コスト	・コストがケース3、7よりも高い
	7	地下水取水	670	0		
	8	中流堰新設+他用途ダム容量買い上げ(皆瀬ダム 治水)+他用途ダム容量買い上げ(磐畑ダム治水) +河道外貯留施設(調整池)+ため池かさ上げ(桁 倉沼)+ダム使用権の振替(玉川ダム上水)	2,600	×	コスト	・コストがケース3、7よりも高い
	9	河道外貯留施設(強首貯水池)+他用途ダム容量買い上げ(皆瀬ダム治水)	3,200	×	コスト	・コストがケース3、7よりも高い
		河道外貯留施設(大曲貯水池)+他用途ダム容量買 い上げ(皆瀬ダム治水)+ため池かさ上げ(桁倉沼) +ダム使用権の振替(玉川ダム水道)	2,800	×	コスト	・コストがケース3、7よりも高い
	11	河道外貯留施設(西野貯水池)+他用途ダム容量買い上げ(皆瀬ダム治水)+ため池かさ上げ(桁倉沼) +ダム使用権の振替(玉川ダム水道)	2,000	×	コスト	・コストがケース3、7よりも高い
	12	皆瀬ダム貯水池掘削+他用途ダム容量買い上げ (皆瀬ダム治水)+ため池かさ上げ(桁倉沼)+ダム 使用権の振替(玉川ダム水道)	3,300	×	コスト	・コストがケース3、7よりも高い
	13	鎧畑ダム貯水池掘削+他用途ダム容量買い上げ (皆瀬ダム治水)+河道外貯留施設(調整池)+ため 池かさ上げ(桁倉沼)+ダム使用権の振替(玉川ダ ム水道)	2,500	×	コスト	・コストがケース3、7よりも高い
	14	他用途ダム容量買い上げ(皆瀬ダム治水)+河道外 貯留施設(調整池)+ため池かさ上げ(桁倉沼)+ダ ム使用権の振替(玉川ダム水道)	2,000	×	コスト	・コストがケース3、7よりも高い
		他用途ダム容量買い上げ(皆瀬ダム治水)+河道外 貯留施設(調整池)+ため池かさ上げ(楢沢沼)+た め池かさ上げ(桁倉沼)+ダム使用権の振替(玉川 ダム水道)	2,000	×	コスト	・コストがケース3、7よりも高い
	16	他用途ダム容量買い上げ(皆瀬ダム治水)+河道外 貯留施設(調整池)+ため池かさ上げ(構沢沼)+た め池かさ上げ(馬鞍沼)+ため池かさ上げ(析倉沼) +ダム使用権の振替(玉川ダム水道)	2,000	×	コスト	・コストがケース3、7よりも高い

4.5.5 利水参画者等への意見聴取結果

(1) 概略評価による対策案に対する意見聴取

概略評価による抽出した対策案について、利水参画者等に対して意見聴取を行った。

(2) 対策案に対する意見聴取先

対策案について、以下の成瀬ダムの利水参画者、関係河川使用者(対策案に関係する施設の管理者や関係者)及び対策案を構成する施設が所在する関係自治体に対して意見聴取を行った。

表 4.5-6 対策案意見聴取先一覧

	農林水産省	秋田県	秋田市	横手市	湯沢市	大仙市	仙北市	美郷町	羽後町	東成瀬村	東北電力㈱
① 利水参画予定者	•	•		•	•	•					
② 対策案に関係する 主な河川使用者		•	•	•	•	•					•
③ 構成員及び対策案に 関係する自治体		•	•	•	•	•	•	•	•	•	

(3) 意見聴取結果

意見聴取の結果を以下に示す。

1) 現計画(成瀬ダム)

- ・ 利水対策 4 案 (現計画、利水専用ダム新設、皆瀬ダム嵩上げ、地下水取水)の説明 内容を受けて、平鹿平野地区国営かんがい排水促進協議会としては現計画案で決定 することと理解し、早期のダム建設を要望する。
- ・ 経済性、各案の実現性、取水の安定性、時間軸を考慮すれば、利水はもとより治水 効果も早期に発現できるダム建設案が最良であり、早期本体着手を要望する。
- ・ ダム建設案は、それ以外の対策案に求められている、土地所有者や利水関係者および被害軽減対象者などとの調整(合意)を必要とせず、事業執行の確実性が高く安定した水源としての確保が早期に見込まれることからも、採用すべき案と考える。
- ・ 現計画(成瀬ダム)は、「流水の正常な機能の維持」のみならず、治水機能や他の利水にも効果を発揮できる多目的ダムであり、早期の完成が望ましい。
- ・ 現計画は、新規利水を開発すると共に、多目的ダムとして洪水調節機能や正常な流水維持機能を有し、ダム下流域の治水や河川環境の向上が図られることから、成瀬 ダムの早期完成を切に望む。
- ・ 成瀬ダム建設事業は、事業費や事業期間が代替案に比べ明らかであり、事業の実現性が高く、新規利水・流水の正常な機能の維持に関して安定した水源としての確保が早期に見込まれることから、予定工期内に完成させるよう強く希望します。
- ・ 利水対策案を検討した結果、費用、工事期間、地域住民との協議・調整などの進捗 状況を勘案すると成瀬ダム建設が最も効果的・合理的であると考える。

2) 利水専用ダム

- ・ 暫定水利権は成瀬ダム水源手当が条件であり、成瀬ダム建設がなくなった場合の水 利権の扱いについて検討することを要望する。
- ・ 成瀬ダム案と比較して、かんがい、水道、流水の正常な機能維持の対策案のコスト は高価であり、ダム案以外の対策案の実現に当たっては必要な調査や関係者との合 意形成に相当な年月を必要とする。
- ・ 利水容量に従属する発電について、ダム以外の対策案では必要な発電水量が確保されないことから、発電事業の実現性、採算性の再検討が必要となる。
- ・ 成瀬ダム建設案以外の対策案については、ダム建設と同等以上の機能を持つととも に、ダムの建設コストを下回ることが求められることから、コスト面からは、ダム 建設案以外に採用すべき案はないものと考える。
- ・ 利水専用ダムを現計画と同じ箇所に造るよりも、治水・利水の両面から効果を発揮できる現計画(成瀬ダム)を造った方が工期的・工費的にも優れていると考えられ、 代替案としては不適当である。

- ・ 提示された利水代替案の各案ともコストの面で高価であり、また、対策案の実現に 当たっては関係者との合意形成など相当な年月を要するものと考えられます。
- ・ 現段階での利水対策案(概略評価)に対しましては、特段の意見はございません。

3) 皆瀬ダムかさ上げ

- ・ 暫定水利権は成瀬ダム水源手当が条件であり、成瀬ダム建設がなくなった場合の水 利権の扱いについて検討することを要望する。
- ・ 成瀬ダム案と比較して、かんがい、水道、流水の正常な機能維持の対策案のコスト は高価であり、ダム案以外の対策案の実現に当たっては必要な調査や関係者との合 意形成に相当な年月を必要とする。
- ・ 利水容量に従属する発電について、ダム以外の対策案では必要な発電水量が確保されないことから、発電事業の実現性、採算性の再検討が必要となる。
- ・ 成瀬ダム建設案以外の対策案については、ダム建設と同等以上の機能を持つととも に、ダムの建設コストを下回ることが求められることから、コスト面からは、ダム 建設案以外に採用すべき案はないものと考える。
- ・皆瀬ダムのかさ上げは、調査や地権者・関係者との交渉等に時間を要する上、成瀬 頭首エへ17kmもの導水管を引かなければならず、事業費が大きいこと。また、 ダム所在地である当市にとっては、観光名所である小安峡の大噴湯への影響も懸念 されることから、代替案としては不適当である。
- ・ 提示された利水代替案の各案ともコストの面で高価であり、また、対策案の実現に 当たっては関係者との合意形成など相当な年月を要するものと考えられます。
- ・ 既存のダム(皆瀬ダムなど)の嵩上げについては、施設の嵩上げ部分の用地交渉、 工事期間など不透明な部分が多く新たな計画策定など時間を要しその効果の発現が いつになるか不明であることから、検討対象案とするには不適当と考える。
- ・ 現段階での利水対策案(概略評価)に対しましては、特段の意見はございません。
- ・ 『皆瀬ダムかさ上げ』につきましては、ダム水位の上昇により、上流に位置する当社(東北電力)滝の原発電所において設備および運転等への影響が懸念されます

4) 地下水取水

- ・ 利水対策4案のうち地下水利用は安定水源として無理があることから、促進協議会としては代替案から削除してほしい。
- ・ 地下水利用による大量の農業用水の取水は地盤沈下が考えられる。今年も地下水利 用で地下水位が低下したことから、代替案の地下水取水では安定取水ができなくな る。
- ・ 暫定水利権は成瀬ダム水源手当が条件であり、成瀬ダム建設がなくなった場合の水 利権の扱いについて検討することを要望する。
- ・ 成瀬ダム案と比較して、かんがい、水道、流水の正常な機能維持の対策案のコスト は高価であり、ダム案以外の対策案の実現に当たっては必要な調査や関係者との合 意形成に相当な年月を必要とする。

- ・ 利水容量に従属する発電について、ダム以外の対策案では必要な発電水量が確保されないことから、発電事業の実現性、採算性の再検討が必要となる。
- ・ 成瀬ダム建設案以外の対策案については、ダム建設と同等以上の機能を持つととも に、ダムの建設コストを下回ることが求められることから、コスト面からは、ダム 建設案以外に採用すべき案はないものと考える。
- ・ 対策案のうち、地下水取水については、地下水の十分な賦存量が確認されていない ことと地盤沈下などの影響を考慮すると、将来的にも安定した水源であり得るのか 不明なことから、採用すべき案ではないと考える。
- ・ 地下水取水は、既存量の不明確性、季節・気候による取水可能量の変化、地盤沈下 等周辺への影響等を考慮すると、代替案としては不適当である。
- ・ 成瀬ダム建設事業の検証において美郷町に関係する複数の利水・治水対策案の中で「ダム以外を中心とした組み合わせ」に示されている「地下水取水案」については、 湧水や地下水は美郷町において貴重な生活用水並びに観光資源であり、取水に伴う 地下水位への影響などが不明なため、利水対策案としては住民理解は得られないと 考えます。
- ・ 提示された利水代替案の各案ともコストの面で高価であり、また、対策案の実現に 当たっては関係者との合意形成など相当な年月を要するものと考えられます。
- ・ 検討の場で意見が出た地下取水については、将来にわたる安定した取水可能量も不明であるなど既存の地下水利用者への影響及び周辺の地盤沈下などの懸念もあり、 検討対象案としては不確定要素が多く比較案としては不適当と考える。
- ・ 現段階での利水対策案 (概略評価) に対しましては、特段の意見はございません。

4.5.6 流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価

(1) 評価軸ごとの評価を行う流水の正常な機能の維持対策案の概要

概略評価により抽出された流水の正常な機能の維持対策案について、詳細な検討結果の概要を P.4-392~P.4-395 に示す。なお、流水の正常な機能の維持対策案の名称は表 4.5-7 のように整理する。

表 4.5-7 流水の正常な機能の維持対策案の名称

分類	概略評価 ケース No	概略評価で抽出した 流水の正常な機能の維持対策案 (実施内容)	No	評価軸ごとの評価における 流水の正常な機能の維持対策案の名称
現計画	1	成瀬ダム	1	成瀬ダム案
I.利水専用ダム	2	利水専用ダムを新設	2	利水専用ダム案
Ⅱ.ダム以外を中心	3	皆瀬ダムかさ上げ	3	皆瀬ダムかさ上げ案
とした組み合わせ	7	地下水取水	4	地下水取水案

^{※「}節水対策」「水源林の保全」「渇水調整の強化」は全ての案に含む。

①:成瀬ダム案

【流水の正常な機能の維持対策案の概要】

成瀬ダムにより、既得用水と岩崎橋地点の正常流量概ね 2.8m³/s を確保する。 必要な開発量は、新規水道見直し後における流水の正常な機能の維持に必要となる 容量 26,500 千 m³ とする。

◇対策案概要図 ◇対策案位置図 ■ :国管理ダム ■ :県管理ダム 流水の正常な機能の維持補給区域 協和ダム 成瀬ダム完成予想図 EL.534.5m チャージ水位 EL.527.80m 洪水調節容量19,000 千 m3 時満水位 EL.518.60m 利水容量 56,000 **∓** m³ 有効貯水容量 75,000 千 m³ 流水の正常な機能の維持 26,500 T m³ かんがい 28,300 ∓ m³ 総貯水容量 水道 (発電 1,200 ∓ m³ 56,000 ∓ m³) $78,500 \pm m^3$ 最低水位 EL.465.30m 堆砂容量 3,500 **∓** m³ 成瀬ダム 基礎標高 EL.421.00m 成瀬ダム容量配分図※

成瀬ダムの諸元

施設名	ダム形式	ダム高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水容量 (千m³)	湛水面積 (km²)	流域面積 (km²)
成瀬ダム	ロックフィルダム	113.5	690	78,500	2.26	68.1

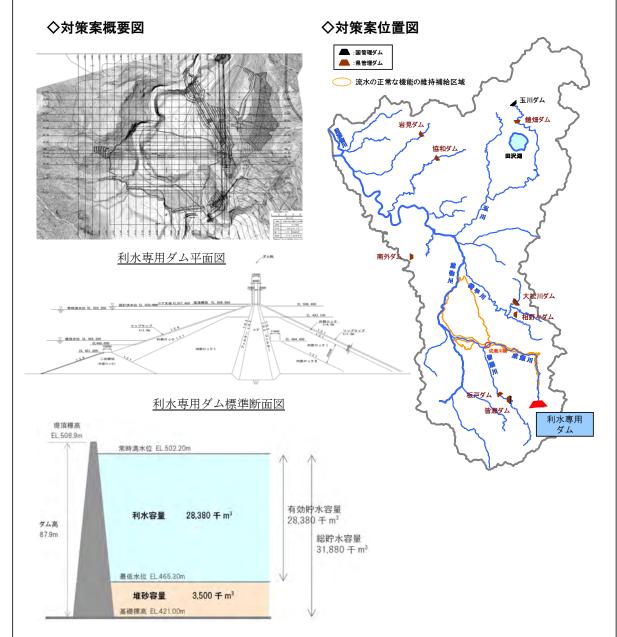
※新規水道見直し後の貯水容量図 (P4-227 参照)

②:利水専用ダム案

【流水の正常な機能の維持対策案の概要】

成瀬ダムサイトに利水専用ダムを建設し、既得用水と岩崎橋地点の正常流量概ね 2.8m³/s を確保する。

必要な開発量は、流水の正常な機能の維持単独で確保するべき容量 28,380 千 m^3 と 堆砂容量 3,500 千 m^3 を見込む。



利水専用ダム容量配分図

利水専用ダム諸元

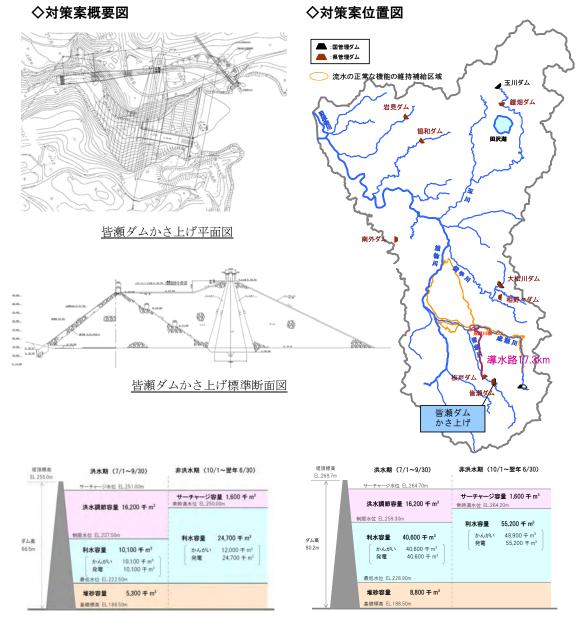
施設名	ダム形式	ダム高 (m)	総貯水容量 (千m³)
利水専用ダム	ロックフィルダム	87.9	31,880

③:皆瀬ダムかさ上げ案

【流水の正常な機能の維持対策案の概要】

既設皆瀬ダムをかさ上げし、既設新処頭首工から取水を行い、導水路を新設して成瀬頭首工上流へ導水することにより、既得用水と岩崎橋地点の正常流量概ね 2.8m³/s を確保する。

必要な開発量は、皆瀬ダムの既得利水と流水の正常な機能を維持するための容量ならびにこれまでの実績堆砂分3,500 千 m³ を見込む。



<u>皆瀬ダム容量配分図(現在)</u>

皆瀬ダム容量配分図(かさ上げ後)

皆瀬ダムかさ上げ諸元

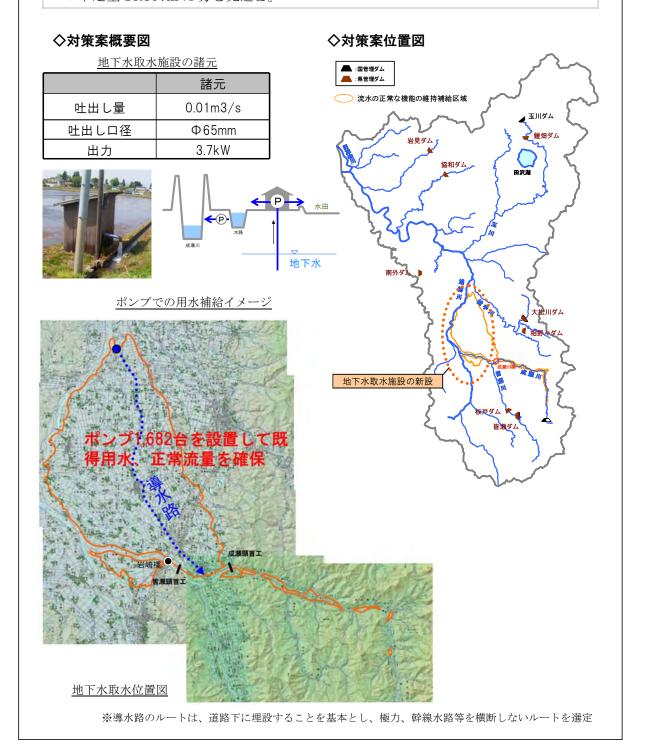
施設名	ダム形式	ダム高 (m)	総貯水容量 (千m³)
皆瀬ダム(かさ上げ)	ロックフィルダム	80.2	65,600

4:地下水取水案

【流水の正常な機能の維持対策案の概要】

かんがい用水補給区域内に井戸を掘削し、ポンプにより地下水の揚水を行い既得 用水を確保する。また、導水路(ポンプ)により成瀬川へ導水することにより、岩 崎橋地点の正常流量概ね 2.8m3/s を確保する。

必要な開発量は、成瀬頭首工、皆瀬頭首工地点における既得かんがいと正常流量の不足量 16.807m³/s 分を見込む。



(2) 流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価

概略評価により抽出した4案の新規利水対策案について、検証要領細目に示されている6つの評価軸(表4.5.8参照)により評価を行った。

その結果を表 4.5.9~表 4.5.12 に示す。

第12回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議「参考資料4」の抜粋

評価軸と評価の考え方 4.5-8 表

七 ik 专 6 新規利木の製点からの検討の例 自 畢 自

各種水が展演していて、対策の実施及び同川・ダム等の際職に作う002の様状態的の職略を関いたける。倒えば、端水泳ボや色原部線外の実施には多水なエネルルーを必要するとは、光水を指用ダム砂壁の買い上げや発電を 関連した。 関連性があることに関節する。 利水を服者に対し、配発量として自己/8必要がを確認するとともに、その別出が安当に行われているかを確認の上、その量を確保することを基本として利水対 原派を立業することとしており、このような場合は同様の評価結果となる。 なる。 は、既に整備なみの利水専用施設・導水路・等水構等)を活用できるか確認し、活用することが困難な場合には、新たに整備する施設のコストや水栗とな 施設の処理に係るコストを見込む。 各科大洋洋美の美術に並たって、顕数すべきもの他の原体を起流し、顕数の単適しをできる原り明らかにする。その他の原係者とは、密えば、地水を服者が 用水の音絵を行っている又は予定している語彙も考えられる。 各様水対域派について、駅行送制度で対応回線か、間道法会に指袖することがないか、条剣を制定することによって対応可能がなど、どの指摘兼現性があるか こついて見通しを明らかにする。 各当大対策について、当大争事者に対した協認した必要な開発業を指揮するための指数を設計するために必要な技術が指立されているか、数在の技術水準で 指工が国際かなど、Jの国政策数件があるかにして、製造しを終るがにする。 各科な対策について、土地の質の、管理の移転に作う個人の生活や物質の際実活物、コミュニギィ、まちくくり等への影響の組合から、審算社及りその原理 に12のような影響は長い色の、そりを引きらいする。また、急になりまたのにはあるがあるとの語をと記せるの語を含み作し、通常も必定で多くの影響について教 打きる。なお、必要に応じた原理能的などの対策を設計、対策の内容や影とされる効果を行っていまった。 春地水が開催について、現代と比べて始下水切にどのような影響を与えるか、またそれにより地震法下や地下水の塩水に、頭辺の岩下水が開にどのような影響 春水水が、開発できた。ケタ無常の製造される影響の程度に応じてできる振り鳴らかにする。若た、必要に応じ影響薬のための対策を認じ、対策のか 時や影響はより必要等について鳴らがにする。 手様水対策素について、影戦がどう集化するのか、選用や遊冶での野外レジリェーションを通じた人と自然上の終れ合いの影響及び日保的な人と自然との機れ 8との活動がどのように変化するのかできる限り得らかにする。また、必要に応じ影響識指のための対策を検討し、対策の内容や想定される影響等について時 8と [別紙8] 所は、地下水板大打球の通常に伴って皮脂的に効果を分解していくが、ダムは地域するまじは効果を参数せず、地域し通用して初りて効体を発揮すること 5. このようなもが取り回路的な効果の表現の特性を参信して、各体が対策について、対策能手順を起発し、一球の施服後におのような効果を検閲している的にする。 要求は、地下水影水は、主として等業集価原料がにおいた効果を発揮する。また、ダム、遊茄脂を等は、下ជ翅において効果を発揮する。このような各方策 の特価を希慮した。各割水対策派によって効果が及ぶ範囲が繋なる場合は、その値を殴らかにする。 各対表対策について、帰られる最近みの用水の水質を亡むるかがり発量的に見込む。用水の水質によっては、対水参画者の職解が得られない場合や、対水参画者の「一般水コストがかなむ場合があることを考慮する。 **発展の目的を指する機関が繋がJにおいて、当該ダム等集以外の対状対策を実施する場合には、発稿を目的としたダム等業に参照している者の目的が通成でかなくなるにとになるが、その他の意見を聴くゼセもに、影響の指摘をやゆる限り倒らかにする。** を最大対策派について、等業効果が発揮するまでの関係をできる限り実習的に見込む。別大参照者は接受者に対し収拾可数等指を示しており、保護者はそれを 現込みつの経営計画を立てることから、その時期までに保給できるかどうかが重要な評価権となる。 各場水対策家について、個女的にその効果を提供していくために、将来にわたって定路的な監視や観測・対策方法の顕素研究、関係者上の顕整等をできる限り 所らかにする。例えば、地下水影水には地震文下についての定路的な監視や観測が必要となる。 **は大対策第について、現状とおくた人を全々を設め、からして対していまった。 東京・中央の勢的が製造される影響の確保に応じてももの限り則らかにする。 また、必要に応じ影響権他のための対策を禁むし、対策の内容や勃定される必要等について明らかにする。 や足式女演演について、必要を存在したも用部本や物画等の重な音等への形態がとのように乗りるのか、下提校三も依めた収益を本りの脂類機にどのよかな物質が発生した。 な影響がよりのあり、当時でもカナーをの製でみる物でもの部の指揮に応りてもする観り思うをにする。また、必要に応り影解重者のための対策を提供し、 2週間の時や影響を見なれる効果を言ったにする。** 各等水対策第について、主砂流動がどのように変化するのか、それにより下沢河川や維着における上砂の連絡又は最高にどのような変化が生じるのか、新用できるイクの終りの記しませんの部の程度に応じててできる限り明らかにする。また、砂管に応じ物理能物のための対策を続けて、対策の内容や超光される効果、等について等くかにする。 例をは、原法を貯留指数(PF大池)やダム等によって広大女大型ができると、観光客が撤回し、地域振興に落ちする場合がある。このように、利木対策派に よっては、地域鑑賞に効果がある場合がある場合があるので、必要に応じ、その処職を明らがにする。 以上の項目に加えて特筆される環境影響があれば、利用できるデータの制的や想定される影響の程度に応じてできる限り終らかにする。 自地取得や家屋移転補価等が必要な利木対策楽については、土地所有者等の協力の見通しについて明らかにする。 5 利木対策家について、現時点から完成するまでの費用をできる限り解雇的に見込んで比較する。 の他の費用として、ダム中止に伴って発生する費用等について、できる限り明らかにする。 专 各利水対策案について、維持管理に要する費用をできる限り網羅的に見込んで比較する。 纒 ●各地方で個別ダムの検証に係る検討を行う場合には、【別紙1】に掲げる方策を組み合わせて立案した利水対策素を、河川や流域の特性に応じ、次表のような評価輪で評価する。 0 0 ٥ d 0 0 0 ٥ ٥ ٥ ٥ d ٥ d D Ø d d 4 4 D 従来の代替 家検討※1 ٥ 0 0 1 ı i ** ** 0 ٥ ◁ 0 Ĺ ◁ 4 4 4 M水参園者に対し、開発量として何品3/s必要かを確認するとともに、その算出が受当に行われているかを確認することとしており、その量を確保できるか ●その他の費用(ダム中止に伴って発生する費用等)はどれくらいか。 地下水位、地震洗下や地下水の塩水化にどのような影響が あるか 土砂浜動がどう変化し、下流の河川・海岸にどのように影響するか コストに関しては、必要に応じ、直接的な費用だけ 関連して必要となる費用についても明らかにして評 発電を目的として事業に参画している者への影響の程度は 生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような 影響があるか 景観、人と自然との豊かなふれあいこどのような影響があ どの範囲でどのような効果が確保されていくのか (取水位置別に、数水可能量がどのように確保されるか) ※なお、目標に関しては、各種計画との整合、超水被害 は、経済効果等の観点で適宜評価する。 地域間の利害の衡平への配慮がなされているか 段階的にどのように効果が確保されていくのか |関係する河川使用者の回動の見通しはどうか ●法制度上の観点から実現性の見通しはどうか 計 その他の関係者との調整の見適しはどうか ●技術上の製点から実現性の見通しはどうか 地域振興に対してどのような効果があるか ●事業地及びその周辺への影響はどの程度か 本環境に対してどのような影響があるか 評価の考え方 ●維持管理に要する費用はどのくらいか 土地所有省等の協力の製造しはどうか ●完成までに要する費用はどのくらいか どのような木質の用水が得られるか ●将来にわたって持様可能といえるか 1002排出負荷はどう変わるか ●事業期間はどの程度必要か ●その他 地域社会への影響 環境への影響 実現性#3 コスト 持続性 目標

^{※2} 〇:原則として宣皇的評価を行うことが可能。6:主として定社的に評価を仕ざる事格ないが、一部の事項については百皇的な表現が可能な場合がある。一・定量的評価が関与に正田語 12: しては、最近に、当成に「お表の手が発布して構っていない。コメルドルでは、一緒の事項については了皇的な表現が可能な場合を与える影響が着して大きくないかが考えられるが、これらについては、実現性以外の評価権を参照するによ。 ※3 これまで、活動度エスは共用よりの表現があるといる実践があるして複数しない場合が多かった。

表 4.5-9 評価軸による評価結果(流水の正常な機能の維持)

1		1	1 E	- / H	- 4
	帝火の下党な機能の維持対策率!	規計画			にした数を加めた
/ +	と実施内容の概要	①:成瀬ダム案	②: 利水専用ダム案	③:皆瀬ダムかさ上げ案	④:地下水取水案
評価軸で評価のあえか		質	1F)	皆瀬ダムかさ上げ	
	●流水の正常な機能の維持の「	・皆瀬川の岩崎橋地点において正常流量 概わ2.8m3/sが確保可能である。	・皆瀬川の岩崎橋地点において正常流量 概わ2.8m3/sが確保可能である。	・皆瀬川の岩崎橋地点において正常流量 概42.8m3/sが確保可能である。	・皆瀬川の岩崎橋地点において正常流量棚ね2.8m3/sが確保可能である。
	●段階的にどのように効果が 確保されていくのか	【10年後】 ・成瀬ダムは事業実施中であり、効果は見込めないと想定される。	【10年後】 ・利水専用ダムは事業実施中であり、効果 は見込めないと想定される。	[10年後] ・皆瀬ダムかさ上げは事業実施中であり、 効果は見込めないと想定される。	[10年後]・地下水取水施設は事業実施中であり、一・地下水取水施設は事業実施中であり、一部施設については水供給が可能となると想定される。
		[20年後] ・成瀬ダムは完成し、水供給が可能となる と想定される。	[20年後] ・利水専用ダムは完成し、水供給が可能となると想定される。	[20年後] ・皆瀬ダムかさ上げは完成し、水供給が可能となると想定される。	[20年後] ・地下水取水施設は完成し、水供給が可能 となると想定される。
1.目標		※ 予算の状況により、変動する場合がある。	※ 予算の状況により、変動する場合がある。	※ 予算の状況により、変動する場合がある。	※ 予算の状況により、変動する場合がある。
	●どの範囲でどのような効果 が確保されていくのか	・成瀬川(ダムから下流)・培瀬川において、・・成瀬川の森神・大変の維持流量を確保できる。	・成瀬川(ダムから下流)、皆瀬川において既得用水及び維持流量が確保できる。	・成瀬川(成瀬頭首エとその下流) 皆瀬川 において取得 用水及び維持流量が確保で きる。なお、成瀬川では、皆瀬ダム下流の 新処頭首エからの導水路を整備することで 確保できる。	一詳細な地下水調査が未実施であり、今後の調査により取べ向指と判断をみれば、成の調査により取べ間に対してあいて流、皆類川にでおいて既得用水及び維持流量が確保できる。なお、成瀬川(成地温から下流)及び皆瀬川の維持流量は、かんがい用水補給区域内からの導水路を整備することで確保できる。
	●どのような水質の用水が得 られるか	・現状の河川水質と同等と考えられる。	・現状の河川水質と同等と考えられる。	・現状の河川水質と同等と考えられる。	・地下水取水地点により得られる水質が異なる。
	●完成までに要する費用はど のくらいか	約580億円 (流水の正常な機能の維持分)	約690億円	約850億円	約610億円
		、現在保有し :おいて、対策 れる費用を見 調査・設計等に 関が生じる可	費用の算定にあたっては、現在保有しる技術情報等の範囲内において、対策 る技術情報等の範囲内において、対策 では、今となったののでは、 でいる。このため、今後、調査・設計等 形により必要な費用に変更が生じる可がある。	費用の算定にあたっては、現在保有し、 る技術情報等の範囲内において、対策 あずる上で必要と考えられる費用を見、 でいる。このため、今後、調査・設計等 惨により必要な費用に変更が生じる可がある。	て、※費用の算定にあたっては、現在保有して をいる技術情報等の範囲内において、対策を といる上で必要と考えられる費用を見込 実施する上で必要と考えられる費用を見込 の んでいる。このため、今後、調査・設計等の 能 進捗により必要な費用に変更が生じる可能 性がある。
	●維持管理に要する費用はど のくらいか	約230百万円/年	約490百万円/年	約140百万円/年	約1,100百万円/年
2. ⊔スト		※現状に比べ、追加的に必要な費用を見込んでいる。	※現状に比べ、追加的に必要な費用を見込んでいる。	(現状に比べ、追加的に必要な費用を見いている。)	※現状に比べ、追加的に必要な費用を見込んでいる。
	●その他(ダム中止に伴って 発生する費用等)の費用はど れくらいか	【中止に伴う費用】 ・発生しない。	【中止に伴う費用】 ・国が事業を中止した場合には、特定多目・ 的ダム法に基づき、別水看負担金の返還 租 が発生する。なお、これまでの利水者負担 金の合計は約3億円である。	中止に伴う費用】 転流工閉塞等に伴う費用として約2億円 程度が必要と見込んでいる。(費用は共同 『ペース)	【中止に伴う費用】 ・転流工閉塞等に伴う費用として約2億円程度が必要と見込んでいる。(費用は共同費ペース)
				・国が事業を中止した場合には、特定多目的ダム法に基づき、利水者負担金の返還が発生する。なお、これまでの利水者負担金の必要の合計は約3億円である。	・国が事業を中止した場合には、特定多目的ダム法に基づき、利水者負担金の返還が発生する。なお、これまでの利水者負担金の会の合計は約3億円である。

表 4.5-10 評価軸による評価結果(流水の正常な機能の維持)

ダム以外を中心とした組み合わせ	案 ③:皆瀬ダムかさ上げ案 ④:地下水取水案	サイト) 皆瀬ダムかさ上げ 地下水取水	必要となる ・皆瀬ダムかさ上げに関する施設管理者や・地下水取水施設の新設に関する土地所 しており、利 土地所有者等との合意が必要である。な 有者等との合意が必要である。なお、現時 取得が約 お、現時点で施設管理者や土地所有者等 点で土地所有者等への説明は行っていな ている。 への説明は行っていない。 アしている。・用地取得 約120ha 護が必要で ・家屋移転 60戸	ITha完了) 3戸完了) IIJ使用者の ・皆瀬ダム下流の関係河川使用者の同意 ・地下水利用に伴い、同意を必要とする関 まちおよ 朝、林心亜で本え、わな、钼砕占では、関係本	が安文である。450、が中がこは、関ボリる河川使用者に説明等を行っていない。 ・成瀬ダムに参画している発電事業(秋田県)は、事業実施が不可能となる。	への影響が ・既設の皆瀬発電所(秋田県)及び板戸発 電所(秋田県)では、皆瀬ダムかさ上げによ る利水容量の増加に伴い、発電量の増加 の可能性がある。	当は現時点 ・貯水池の拡大により水没する道路の管理・既得かんがい用水路へ導水するための者、上流の観光地「小安峡」の関係者との 導水管を道路敷地内などに地下埋設する調整が必要である。 ため、管理者との調整が必要である。	・湯沢市より、観光地「小安峡」への影響に「・横手市等より、地盤沈下などの周辺への関する懸念が表明されている。 影響や、将来に渡って安定取水が確保できるかなどの不確定な要素に関する懸念が表明されている。		・これに加え、事業用地の土地所有者、関 係機関、周辺住民との合意形成を図る期 間が必要となる。	引ダム案を実「・現行法制度のもとで皆瀬ダムかさ上げ案「・現行法制度のもとで地下水取水案を実施 を実施することは可能である。 することは可能である。	監路となる要・皆瀬ダムの堤体の安定性を確認するた め、地質調査やフィル堤体強度等の調査な存量調査や地盤沈下量調査など現地にお ど相によける上やが調整が成立ます。 ロストルのは
利水専用ダム	②:利水専用ダム案	利水専用ダム(成瀬ダムサイト)	・利水専用ダムの用地取得が必要となるが、成績ダム事業用地を想定しており、利水専用ダム建設に必要な用地取得が終い。59%、家屋移転が終91%完了している。民有地の用地取得はほぼ完了している。残りは国有林となっており、協議が必要である。	- 用地取得 約240ha (うち 141ha完了) ・家屋移転 11戸 (うち 10戸完了) ・利水専用ダム下流の関係河川使用者の 同音が、8mで末え なた 理性占では	同感が必要においる。45%、発酵がには、関係する河川使用者に説明等を行っていない。い。 ・・ 成瀬ダムに参画している発電事業(秋田県)は、利水容量の減少に伴う発生電力量	の減少により、事業の採算性へ想定される。	・その他特に調整すべき関係者は現時点で想定されない。]・利水専用ダム完成までに約14年間を要する。	・これに加え、事業用地の土地所有者、関 係機関、周辺住民との合意形成を図る期 間が必要となる。	- ・現行法制度のもとで利水専用ダム案を実施することは可能である。	要・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。 素はない。
現計画	①:成瀬ダム案	成瀬ダム	1・成瀬ダム建設に必要な用地取得が約 46%、家屋移転が約91%完了している。 氏有地の用地取得はほぼ完了している。 残りは国有林となっており、協議が必要で ある。	- 用地取得 307ha (うち 141ha完了) - 家屋移転 11戸 (うち 10戸完了) - 永屋春計画告示(H13)に関係河川使用者 の向音を得ている	0.00 中央原因公)・その他特に調整すべき関係者は現時点 で想定されない。		・本省による対応方針等の決定を受け、約 12年間を要する。		E・現行法制度のもとで成瀬ダム案を実施することは可能である。)・技術上の観点から実現性の隘路となる要素(ない)。
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ボボの止電な機能の維持対策案 と実施内容の概要		●土地所有者等の協力の見通 しはどうか	●関係する河川使用者の同意 の目逝! ロジュか	の光通 Clar フル・ ●発電を目的として事業に参 画している者への影響の程度	はどうか	●その他の関係者との調整の・その他特に調整すべま 見通しはどうか で想定されない。		●事業期間はどの程度必要か		●法制度上の観点から実現性 の見通しはどうか	●技術上の観点から実現性の・技術上の観点から実到 見通しはどうか 素はない。
/		評価軸と評価の考え方					3. 実現性					

表 4.5-11 評価軸による評価結果 (流水の正常な機能の維持)

/		11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	利水専用ダム	ダム以外を中心。	ダム以外を中心とした組み合わせ
	流水の正常な機能の維持対策案 と実施内容の概要	①:成瀬ダム案	②:利水専用ダム案	③:皆瀬ダムかさ上げ案	④:地下水取水案
評価軸と評価の考え方		成瀬ダム	利水専用ダム(成瀬ダムサイト)	皆瀬ダムかさ上げ	地下水取水
4. 持続性	●将来にわたって持続可能と いえるか	能と・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続 可能である。	・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続 可能である。	・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。	・地下水取水は、周辺の地下水利用や周辺地盤への影響が懸念されることから、継続的な監視や観測が必要である。
	●事業地及びその周辺への影響はどの程度か	・原石山工事や付替道路工事により、一部 土地の改変が伴う。	●事業地及びその周辺への影・原石山工事や付替道路工事により、一部・港水の影響等による地すべりの可能性が、-	・・基水の影響等による地すべりの可能性が 予測される箇所については、地すべり対策 が必要となる。	・地盤沈下による周辺構造物等への影響 や周辺の地下水利用への影響が懸念される。
		・潜水の影響等による地すべりの可能性が予測される箇所については、地すべり対策が必要となる。		・皆瀬ダム建設時に用地を提供していただ いた方々に対し、再度の用地の提供等をお 願いすることになり、地域のコミュニティに 大きな負担を強いることとなる。 用地取得 約120na 家屋移転 60戸	
5. 地域社会への影響	●地域振興等に対してどのような効果があるか	●地域振興等に対してどのよ・地元の東成瀬村がダム湖周辺の利活用 うな効果があるか 乗の可能性がある一方で、フォローアップ が必要である。	・ダム湖を活用した地域振興の可能性があ「・ダム湖を活用した地域振興の可能性があ「効果は想定されない。 る一方で、フォローアップが必要である。 る一方で、上流の観光地「小安峡」の水没 により地域振興への影響が懸念される。	・ダム湖を活用した地域振興の可能性がある一方で、上流の親光地「小安峡」の水没る一方で、上流の親光地「小安峡」の水没により地域振興への影響が懸念される。	・効果は想定されない。
	●地域間の利害の衡平への配慮がなされているか	●地域間の利害の衡平への配・ダムを新たに建設するため、移転等を強 にられる水源地域や事業地と、受益地である下流域との間で、地域間の利害の衡平 る下流域との間で、地域間の利害の衡平 の調整が必要になるが、成瀬ダムの場合 には、基本的には水源地域の理解は得て いる状況である。	・ダムを新たに建設するため、移転等を強いられる水源地域や事業地と、受益地である下流域との間で、地域間の利害の衡平の調整が必要となる。	・既存ダムのかさ上げを行うため、移転等 ・対策実施箇所と受益地が近接しているを強いられる水源地域や事業地と、受益地が、近傍以外に導水する場合は、対策実である下流域との間で、地域間の利害の衡施箇所とかんがい区域内で利害の衡平の平の調整が必要となる。 調整が必要となる。	・対策実施箇所と受益地が近接している が、近傍以外に導水する場合は、対策美 施箇所とかんがい区域内で利害の衡平 調整が必要となる。

表 4.5-12 評価軸による評価結果 (流水の正常な機能の維持)

ダム以外を中心とした組み合わせ	③:皆瀬ダムかさ上げ案	皆瀬ダムかさ上げ	響につい ・ダムかさ上げ後のダム下流への影響につ・地下水取水された水が導水先で河川に流がてば夏 して、水質予測によると水温については夏 人することなり、水温等が変化する可能がな生じる 期に予、温水放流が生じる 即に予しまり、保全措置として、選択取水設備を設置する 保全措置として、選択取水設備を設置する なったか。 保全措置として、選択取水設備を設置する なったが。 保全措置として、選択取水設備を設置する はながあると想定される。 はな、富米養化の発生する可能性は低い なお、富米養化の発生する可能性は低い なお、富米養化の発生する可能性は低い する可能性は まがあると きがあると きがあると まずれる。 ちゅう まがあると まず まが	いと想定さ・地盤沈下等に対する影響は無いと想定さ・新たな地下水取水は、地下水位の低下やれる。 れる。 ・横手市等より、地盤沈下などの周辺への影響や、将来に渡って安定取水が確保できるかなどの不確定な要素に関する懸念 が表明されている。	12 ・貯水池 (港水面積) 2.4km2 ・地下水位の低下により、近隣の湿地、沼 ・既存ダムのかさ上げにより、平常時の水 などで生息・生育する動植物に影響を与え 成瀬川流 影響が考えられるため、必要に応じて、生 、その現状 息・生育環境の整備や移植等の環境保全 ・その現状 息・生育環境の整備や移植等の環境保全	は成瀬ダ ・既存の皆瀬ダムを活用する対策案であ ・河道外に施設を設置するものであり、土。なお、そ り、現状と比較して、土砂流動の変化は小 砂流動への影響は小さいと想定される。 と想定され さいと想定される。	 5域のほぼ・人と自然との豊かな触れ合いの場につい・景観や人と自然との豊かな触れ合いの場 Rを詳細にて、ダムかさ上げによる貯水池の拡大によ その影響は小さいと想定される。 要があると「小要様」が次するた は、環境保全措置を請する必要があると想 定される。 は、最級が、ダム堤体及び付替道路等により、景観が ・対面の植 一部変化すると予想されるため、法面の権 情ずる必要生の回復等の環境保全措置を請する必要 があると想定される。 	ごされる。 ・現状からの変化は小さいと想定される。 ・地下水取水のボンブ使用による用水量の 増加により、電力使用量が増加することか ら、これに対応する分量のCO2排出量増加 が想定される。
利水専用ダム	②: 利水専用ダム案	利水専用ダム(成瀬ダムサイト)	・・ダム完成後のダム下流への影響について、 て、水質を測に入る、水温については夏い 期から沙塊にかけて温水の放流が生じる 時期がある一方で貯水位が急激に低下しま に場合は水放流の可能性があるため、保 環境保全措置として、選択取水設備を設置。必 環境保全措置として、選択取水設備を設置。 が流水の濁度は、ほぼ年間を通じて流入 大。選択取水設備を設置することにより、ダムと 放流水の濁度は、ほぼ年間を通じて流入 大の濁度を下回る一方で洪水後20日程度 の濁水の易度は、ほぼ年間を通じて流入 まが3000円程度 の濁水の多度は、ほぼ年間を通じて流入 大の濁度を下回る一方で洪水後20日程度 の濁水の長期化が発生する場合があると 想定される。 刺・なお、土砂による水の濁りの影響は小さ しと想定される。	・地盤沈下等に対する影響は無いと想定される。	・貯水池(港水面積) 1.6km2 ・動植物の重要な種について、生息・生育 環境への影響が憩定されるが、成瀬川流 は対しは同様の環境が広く分布し、その現状 が維持されると考えられる。	・利水専用ダム直下の成瀬川では成瀬ダム案と同様の変化が想定される。なお、そこの変化は成瀬ダム案より小さいと想定される。る。	・景勝地である「赤滝」は、湛水区域のほぼ 中央に位置し水没するため、現状を詳細に 記録し、資料により保存する必要があると 想定される。 ・ダム堤体及び付替道路等により、景観が 一部変化すると予想されるため、法面の植 生の回復等の環境保全措置を講する必要 があると想定される。	・現状からの変化は小さいと想定される。
現計画	①:成瀬ダム案		・ダム宗成後のダム下添への影響につい、 ・、水質・利用によると、水温については夏 期から秋期にかけて温水の放流が生じる 時期がある一方で貯水位が急激に低下し た場合は冷水放流の可能性があるため、 環境保全措置として、選択取水設備を設け する必要がある。 ・選択取水設備を設置することにより、ダ、 地流水の濁度は、ほぼ年間を通じて流入 水の濁度を下回る一方で洪水後20日程度 の濁水の長期化が発生する場合があると が割される。 ・電栄養化の発生する可能性は低いと予 される。	・地盤沈下等に対する影響は無いと想定される。	・貯水池(基水面積) 2.26km2 ・動植物の重要な種について、生息・生育 環境への影響がケ測されるが、成瀬川流 域には同様の環境が広く分布し、その現状 が維持されると考えられる。	・シミュレーションによると、成瀬ダム直下の成瀬川では、流況の変化による河床材料の甜土では、流況の変化による河床材料の甜土では、河口部を通過する土砂量の変化は小さいと予測される。	・景勝地である「赤滝」は、湛水区域のほぼ 中央に位置し水没するため、現状を詳細に 記録し、資料により保存する必要がある。 ・ダム堤体及び付替道路等により、景観が 変化すると予測されるため、法面の補生の 回復等の環境保全措置を請ずる必要があ る。	・秋田県による新規水力発電が予定されており、これに対応する分量のCO2排出量削減が想定される。
	流水の正常な機能の維持対策案と実施内容の概要		●水環境に対してどのような 影響があるか	●地下水位、地盤沈下や地下水の塩水化にどのような影響があるか	●生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか	●土砂流動はどう変化し、下 流河川・海岸にどのように影響するか	●景観、人と自然との豊かな 触れ合いにどのような影響が あるか	● 502 排出負荷ほどう変わる か
/	- 1	評価軸と評価の考え方			6. 環境への影響			